

平成 26 年度地域の課題解決の仕組みづくり

報 告 書

平成 26 年（2014 年）10 月

芦 屋 市

目 次

ページ

1	目的	1
2	市の方針	1
3	概要	1
4	8ブロック第1回地域ひろば議事趣旨	2
5	7ブロック第1回地域ひろば議事趣旨	6
6	9Aブロック第1回地域ひろば議事趣旨	11
7	9Bブロック第1回地域ひろば議事趣旨	18
8	10ブロック第1回地域ひろば議事趣旨	22
9	2ACブロック第1回地域ひろば議事趣旨	27
10	6Bブロック第1回地域ひろば議事趣旨	31
11	6Aブロック第1回地域ひろば議事趣旨	35
12	1ブロック第1回地域ひろば議事趣旨	40
13	地域ひろばの振り返り	45
14	地域ひろばの総括	46
15	市民ひろば	47
16	市民ひろば後に届いた参加者の感想	52
17	市民ひろばの総括	53
18	地域課題解決の仕組みづくり説明資料	54
19	災害時要援護者支援説明資料	57
20	地域課題解決の仕組みづくり「地域ひろば」について（リーフレット）	67
21	平成26年度芦屋市自治会連合会ブロック会一覧表	71

平成26年度地域課題解決の仕組みづくり報告書

1 目的

市民主体による地域課題解決の仕組みを作る。

2 市の方針

「芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例」（平成19年4月1日施行 抜粋）
本市の市制に対する市民の参画を推進するための基本的な事項を定めることにより、市民及び市が住み良いまちをつくることを目的とする。

「第4次芦屋市総合計画」（平成23年～平成32年）
地域主体のまちづくりの仕組みが根付き、地域の力が高まっている姿を目標に地域の課題を市民が主体となって解決するように取り組む。

「新行政改革実施計画」（平成24年～平成28年）
地域課題解決の仕組みづくりを検討。地域の課題の把握や解決を図るため、自治会、NPOをはじめ各種団体と連携をとり、活力ある地域づくりに取り組む。

3 概要

- (1) 地域課題解決の仕組みづくり、地域ひろば、市民ひろばについても説明
地域ひろばは、自治会連合会の26年度基本方針である。自治会連合会を構成する81の自治会がつくる13のブロック会を地域の単位として、自治会と自治会からの推薦があったNPOの代表にご出席いただき、平成25年12月から26年8月まで、ブロック毎に地域ひろば第1回を12回（2Aと2Cは合同開催）開催した。議題は市民からの課題として、2Bブロック会の東山町自治会から居場所づくり、市からの課題は平時の見守りと災害時要援護者支援であった。市民参画課から自治会・NPOの代表にご案内し、市からは防災安全課・地域福祉課・高齢福祉課・障害福祉課も出席し連携して開催した。
8月に全体会である市民ひろばを開催。市民からの課題はまちづくり懇談会に2Bブロック会から提出されたため、市からの課題として、平時の見守りを含む災害時要援護者について協議した。地域ひろばに自治会・NPOにご出席いただき、市からは防災安全課・地域福祉課・高齢福祉課・障害福祉課も出席した。地方分権の深化に伴い、地域を単位として地域自治システムをつくる取組であり、芦屋の地域固有の地域自治の具現化を目指す取組として始めたものである。
- (2) 検討事項
市から課題：災害時要援護者支援
- (3) 事前説明会
地域ひろばを開催するにあたり、参加者の皆様に「地域ひろば」を開催する趣旨および、開催するにいたった事由を市民参画課から説明した。

4 8ブロック第1回地域ひろば

(1) 議事趣旨

日 時	平成26年5月22日(木)		
場 所	あしや市民活動センター		
出席者	合計：23人 西蔵町自治会(2人)、浜町自治会(3人)、南宮町自治会(3人)、NPO法人兵庫県暮らしにやさしい防災・減災(1人)、一般社団法人コミュニティ援助室(2人)、芦屋市自治会連合会(1人) (特活)あしやNPOセンター(4人)、芦屋市(7人)		
主 催	芦屋市企画部市民参画課	業務委託	(特活)あしやNPOセンター

1 会議次第

(1) 説明

- ア 地域課題解決の仕組みづくりについて(市民参画課から説明)
- イ 災害時要援護者支援について(地域福祉課、防災安全課から説明)

(2) 意見交換

※この項目については、各ブロック地域ひろば議事録からは割愛する。

2 会議資料

- ・プログラム
- ・参加者名簿
- ・地域課題解決の仕組みづくりパワポイント資料
- ・災害時要援護者支援パワポイント資料
- ・「地域ひろば」についてリーフレット
- ・FAX送信用振り返りシート
- ・平成25年度ブロック会一覧表
- ・第7回あしや市民活動フェスタプログラム
- ・NPO法人兵庫県暮らしにやさしい防災・減災の活動についての紹介
- ・NPO法人兵庫県暮らしにやさしい防災・減災を紹介した新聞記事

3 意見交換会経緯

(1) 会議のルール(ファシリテーターからの説明)

- ・意見は1人1分から3分程度
- ・他の意見は傾聴する。

※この項目については、各ブロック地域ひろば議事録からは割愛する。

(2) 市からの説明から

- ア 地域課題解決の仕組みづくりについて
 - ・今回の地域ひろばについては、市からの課題のみであるが、次回以降は市民ひろば等を通じて市民からあがった議案を取り入れたい。
 - ・地域ひろばの課題は各自治会へ持ち帰り、その報告の下、さらに地域ひろば、市民ひろばで話し合い、解決できない案件はまちづくり懇談会の一般枠で取り上げていただく。

イ 災害時要援護者について

- ・災害時要援護者台帳（以下、台帳）の情報は、民生委員による聞き取り調査により得られたものである。この情報は、住民票上のデータと突き合わせて行われるため基本的に調査漏れはない筈だが、あくまで書類上の照合であるため、やや実態と違っている。
- ・要援護者として台帳に登録されるにあたっては、必ず本人から意思を確認する。よって、本人の知らないうちに台帳に登録されているということはない。
- ・従来から民生委員によって自治会の未加入者なども含めて調査されていたが、守秘義務上の理由により一般開示はできなかった。そこで昨年6月より作成が進められている台帳については本人の同意確認を経たうえで、情報を開示できるようにしている。
- ・資料（災害時要援護者支援パワーポイント）中に掲載されている要援護者数は、現時点での民生委員による調査結果である。今後調査が進むに従って、支援者や要援護者の数字は変動するだろう。
- ・建築物などが障壁になり、防災無線が聞こえにくい。最近は気密性の高い住宅が増え、冷暖房を入れるため外窓を閉め切ると聞こえなくなる。43号線の沿道では、車の騒音により音声がかき消されてしまう。反面、複数台無線を設置するとかえって聞き取りづらくなり、悩ましいところである。

(3) 自治会、NPOからの意見

ア 団体の取り組み・所感など

西蔵町自治会：

- ・防犯や津波などの防災情報について、定期的に回覧している。
- ・民生委員とは日頃からつながりが深く、折々に情報交換を行っている。
- ・自治会、老人会、民生委員、65歳以上の招待者との会合“なかよし会”の中で、台帳を共有して話題にしている。近い将来に情報共有を目指したい。
- ・津波の高さを標記した看板が立てられているのは、安心である。

南宮町自治会：

- ・小学生の通学路、公園など、市内の東側はその他の公共的な整備も遅れがちである。要援護者支援にはもっと力を入れてほしい。
- ・災害時に一般の部外者は高層マンションやビルに避難するのは難しく、要援護者をそこに連れて行くことはさらに難しい。

浜町自治会：

- ・ブロックの区割りについて説明してほしい。小学校区単位ではいかがか。宮川小区では、独自に7町集まっての防犯ネットワークをもっている。
- ブロックの区分け方法については三役会にも再三確認するなど徹底的に調査しているが、明確な理由はわからなかった。村時代からの昔ながらの由来によるものであるらしい。2A・B・Cブロックについては市民参画課の設置後に区分けされた。（市民参画課 福島課長）

- ・情報開示が不十分な台帳では誰が支援者で要援護者なのかかわからず、殆ど活用できない。自治会などで自主的に作成している名簿の方がずっと有用である。たとえば、茶屋之町自治会ではアンケートを配付して情報収集しているようである。
- ・個人情報保護法上の理由により、自治会で要援護者の全体数を把握できない。
- ・自治会では防災活動はしておらず、いざというときの話はできていない。定期的に防災倉庫の点検はしている。
- ・マンション業者などに、災害時の避難場所として利用させていただけるよう個別で話をしている。

NPO法人 兵庫県くらしにやさしい防災・減災：

- ・平成17年に個人情報保護法が成立した後、個人情報の開示が厳しくなったが、命に関わることは優先すべきではないか。日頃は出前講演会等の活動を通じて、ボランティアの防災アドバイザーとして地域の防災力・地域力アップと自助意識の向上を促進する取り組みをしている。

一般社団法人 コミュニティ援助室：

- ・いざというとき要擁護者を助けられる人、避難場所として活用できる高層マンションなどは大切な地域資源である。日頃は出前講座等の活動を通じて、そういった人的・物的資源を市民に結びつける取り組みをしている。

イ 考えられる課題

- ・現状の名簿や防災無線など、いざというときに役に立たないものが実は多い。
- ・避難先として活用しうる高層マンションやビルの確保が、行政レベルで十分にできていない。
- ・災害直後は、公助よりもまず自助的な対応が求められるが、避難訓練など、日常における防災の取組みが足りていない。

ウ 考えられる解決策

- ・ポケットベル、または東京世田谷区での事例にみられるようなケーブルテレビでの緊急放送（芦屋市はケーブルテレビの普及率が高い）など、防災無線を補完するツールを導入する。
- ・民間での個別交渉だけでなく、行政からの指導を通じて避難場所となりうる高層マンションやビルを確保する。
- ・台帳の整備と並行して、自治会でも少しずつ近隣の要援護者の状況を把握し、避難訓練では一人でも多くの要援護者を連れて避難するようにする。

エ 今後の展望

- ・自治体はじめ、地縁組織レベルで活用できる“役立つ”台帳の整備とその活用を協働して進めていく。
- ・日常的にブロック・小学校区単位で活動している防犯組織が防災機能も担えるようにしていく。

(2) 振り返りシート

名称	会長	持ち帰り内容	その他の課題	感想
西蔵町自治会	段谷 泰孝	・災害時要援護者台帳の現状 情報開示が不十分な台帳では活用できず、災害時に何の役にも立たない。自治会で自主的に有用な名簿等を作成する必要がある。		自主防災・防犯代表、民生委員代表も参加できるような日程での開催を望む。
浜町自治会	岡田 龍一	三役会、理事会に報告したが話し合いまでには至らなかった。	・「NPOの宣伝か」という意見あり。 ・市（行政）からのオブザーバー的参加者が多数あったが、どのように感じておられるか意見を聞きたい。	・浜町からの出席、3名。いずれも会議の意味がよく理解出来ず何の為かわからないままであった。
南宮町自治会	鈴木 義彦	・津波到達までに行ける限り北上するよう徹底を図るとともに、確実な避難と誘導向上を目指す。 ・打出浜小学校通学路の工事と朝の43号線南へ、7時30分～8時30分迄通行止を市と話をしている。 ・下校時見守りしている。（14時45分～15時30分）	・NPOって何？多様な「NPO」という定義上の関係説明がわからない。 ・6月5日緊急地震速報の訓練で設置してある屋外スピーカーおよび放送が流れても聞き取れない。	・今回自治会連合会ブロック会に初めて出席したが、わからない事が多くあった。
やさしい防災・減災	兵庫 県暮らしに 芦田 耕司			・津波被害が想定される地域で、さらなる防災意識の向上が必要と感じた。
助室	上野 義治	・個人情報保護法と災害時要援護者台帳の関係 ・自治会と民生委員の情報共有 ・避難場所の確保と行政指導の在り方	・救助、支援ができることは何か。	・全体に信頼関係の欠如が問題である。

(3) 当日写真



地域課題解決の仕組みづくりについての説明
市民参画課



災害時要援護者についての説明
防災安全課 地域福祉課



意見交換会の様子

5 7ブロック第1回地域ひろば

(1) 議事趣旨

日 時	平成26年6月2日（月）		
場 所	竹園地区集会所		
出席者	合計：25人 伊勢町自治会（2人）、呉川町自治会（2人）、竹園町自治会（2人）、浜芦屋町自治会（1人）、松浜町自治会（3人）、NPO法人兵庫県暮らしにやさしい防災・減災（2人）、一般社団法人コミュニティ援助室（1人）、芦屋市自治会連合会（1人） （特活）あしやNPOセンター（4人）、芦屋市（7人）		
主 催	芦屋市企画部市民参画課	業務委託	（特活）あしやNPOセンター

2 会議資料

- ・プログラム
- ・地域課題解決の仕組みづくりパワポイント資料
- ・「地域ひろば」についてリーフレット
- ・平成25年度 ブロック会一覧表
- ・NPO法人兵庫県暮らしにやさしい防災・減災の活動についての紹介
- ・参加者名簿
- ・災害時要援護者支援パワポイント資料
- ・FAX送信用振り返しシート

3 意見交換会経緯

(2) 市からの説明から

イ 災害時要援護者について

- ・芦屋市での要援護者の把握はどうか。
→現在、民生委員が一軒一軒廻って収集している。（地域福祉課）
- ・都市部以外では交番が地域の見守りをしているが、芦屋市ではどうなのか。
→現在、芦屋警察署との連携はあまり行われていないが、今後は取り組んでい

くべきだと思う。徘徊老人の対応は、芦屋警察署も包括支援センターと連携して保護などを行っているようだ。市としては、コープこうべや郵便局、布亀などと連携して取り組んできている。(高齢福祉課・木野課長)

(3) 自治会、NPOからの意見

ア 団体の取り組み・所感など

竹園町自治会：

- ・会員から、連絡網用の電話番号の情報を収集している。
- ・子ども会はないが、8月下旬に呉川公園を借りて開催している10日間のラジオ体操は、子どもが主体となって実施している。

松浜町自治会：

- ・防災訓練を実施しているが、参加者数は少ない。270軒中50人程度
- ・自治会費の徴収時に、会員の電話番号はほぼ収集できている。
- ・毎日、登校時の精道小学校の見守りを交替でしている。
- ・精道小学校の校庭を借りて実施した避難訓練では、子どもやペット連れの家族なども参加した。グループホームの芦屋ケアセンターそよ風では、施設長が認知症の利用者を連れて参加した。
- ・現在、町内のマンション2棟から一時避難場所の提供を受けている。子どもとの交流については、以下の2点に取り組んでいる。

① 10日間のラジオ体操

② 夕涼み会

前回の参加者は270～280人。子ども会と連携し、自治会の費用で開催した。マンションに居住している子どもたちも、子ども会にさえ入っていれば（自治会の加入世帯でなくても）参加できる。

伊勢町自治会：

- ・800戸2000人の町で、老人や子どもが多いため夜回り隊などを実施している。防犯、福祉の充実が課題
- ・東北から人を呼んで防災研修をしている。
- ・自治会と（下部組織ではなく）同列に設立された防犯専門グループが、見廻りをしている。
- ・マンション世帯では、とくにお互いの顔が見えにくく交流は少ないようだ。
- ・フェスティバルや落語会を開催するなどして、異世代間の交流の活性化に努めている。
- ・食事会など集いの場を企画して、一人暮らしの高齢者の情報を収集している。

一般社団法人 コミュニティ援助室：

- ・本来は地域福祉のフィールドで、特に成年後見支援を中心に活動している。
- ・困っているという情報（課題）をどこに持ち込んだらよいか、信頼できる情報ネットワークの構築に取り組んでいる。

NPO法人 兵庫県くらしにやさしい防災・減災

- ・全国的に自助・共助の大切さが意識され始めてきているなか、防災カルタなどのツールを活用して、地域の防災力アップ、自助意識の向上を目指して防災士が出前講座を展開している。
- ・阪急芦屋川駅北の開森橋の交番では、警察官が通学時間に立ち番をしている。しかし、芦屋警察署による見守りが少ないと感じられる。また他市の事例では、神戸市東灘区の「岡本バラ公園ネットワーク」が、警察官や薬局、コンビニエンスストアの店員、地域包括センター職員などを認知症サポーターとして養成し、振り込め詐欺の防止などに努めている。東灘署の署員全員が認知症サポーターである。また、同区内の交番では、活動の成果を認知症の徘徊老人の保護などにも役立てている。

呉川町町内会

- ・町内での65歳以上の高齢者の占める割合は20.4%
- ・全1200世帯中、町内会加入は1000世帯。内マンション世帯が55%
- ・1998年に防災会を設立し今年で16年目。自治会自体に防災組織はない。
- ・防災の取組みとしては、2008年から以下の2点を実施しているが、参加者数は少ない。どのようにしてたくさんの参加者を呼び込むかが課題である。
 - ① 年1回の野外での防災訓練
 - ② 年1、2回の防災セミナー（例えば、集会所での座学、防災施設見学など）
- ・近隣の自治会長の間では、合同防災訓練も提案されている。
- ・2011年の避難訓練では、要援護者の避難行動も想定して、2台の車椅子を準備して行った。
- ・名簿の活用については、いま防災会の役員間で協議しているところである。
- ・子どもの数が増えている。
- ・信号無視、一時停止を行わないなど、通学路での自転車のマナーが悪い。とくに43号線沿いの県立芦屋高校の交差点では、横断歩道のない道路を渡る人が多い。注意看板が立っているものの、あまり効果はない。芦屋警察署も危険であることは認識しているが、人手が不足しており対応が難しいようだ。週に何度か福祉の方や子ども会の方に見守りをお願いしている。
- ・子どもを対象とした防災訓練は、愛護の担当者が子ども会でやっているが自治会としてはやっていない。
- ・他町もそうだと思うが、マンション管理組合の防災訓練の参加者はとりわけ少ない。

浜芦屋町自治会

- ・今年の5月に実施された赤十字の共同募金時に、委員5名、会計、子ども会会長などの連絡先を収集した。
- ・自治会長レベルとしては、以下2点の取組みをしている。
 - ① 災害時の避難場所を想定して、日頃より震災以後新しい建築法で建て替えている（耐震化の進んだ）マンションや家屋のチェック

② コミスクの幹事として、下校時通学路に立ち見守りを兼ねてハイタッチしながらの挨拶

- ・ 今後は精道小学校の夏祭り、フェスティバルなどのイベントにおいて、子ども会と連携し、子ども屋台村を立ち上げて、子どもたちに物を売り買いする経験などをさせることを検討している。

イ 考えられる課題

- ・ 防災訓練の参加者が少ない。
- ・ 現状では、自治会は災害が起こって市の通達があった後でないと動けない。有効な名簿の活用方法を検討する必要がある。
- ・ 警察官による見守りが、人手不足という理由から十分に行われていない。

ウ 考えられる解決策

- ・ いざというときの避難活動を円滑に行うためにも、他市町の取組みも参考にしながら、まずは町内会、子ども会などブロック内の様々な団体が互いに連携しながら見守りを厚くしていく。
- ・ 住民レベルで気づいた防災・防犯上の問題点は、個人での取組みに加えて、自治会長名や防災会長名で要望書を行政に提出するなどの地縁組織での取組みも並行して行う。

エ 今後の展望

- ・ 防犯は行政・警察の重要な業務であり、とくに警察官の交番前での見守りは、地域住民の安心感にもつながる。今後芦屋警察署に、そうした見守り体制を整備するよう働きかける。
- ・ 警察OBなどを市が見守り要員として雇用するなど、人材を活用することで目が行き届くような地域づくりを目指す。
- ・ 今回の地域ひろばでは、子どもを中心とした明るい話題がたくさん出た。例えば和歌山県の串本町立幼稚園では、雨天以外のほぼ毎日、津波の避難訓練に取り組んでいるとの事例も聞かれた。今後、そういった子どもを対象とした防災・防犯のあり方について検討していくことも一案である。

(2) 振り返りシート

名称	会長	持ち帰り内容	その他の課題	感想
浜芦屋町自治会	大塚 進康	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の避難場所情報を専門の委員から収集 ・ 登下校時の見守りを犬の散歩時や通勤時、自転車で回りながらの実施 ・ 精小夏祭りで子ども会の保護者と子どもに子ども屋台村の体験 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 細い道路からの飛出しによる危険箇所 ・ カラスによる被害 ・ 空地の雑草の処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員の方々は日頃、問題意識を持たれており少しの話し合いで地域の向上に役立つと感じた。

名称	会長	持ち帰り内容	その他の課題	感想
松浜町自治会	三崎 嘉禧	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動への参加者の高齢化、減少について ・災害時要援護者の高齢者の把握と、個人情報保護法との壁 	<ul style="list-style-type: none"> ・芦屋市の津波対策と松浜町の避難訓練計画については芦屋からの説明をいただきたい。 ・自治会の行事等にあまり関心のない人を引きつける企画は何か？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化の問題、子どもの問題、個人情報保護法との問題等を多くの問題が一人のものではなく、皆、普通に困っている事である。 ・自治会加入の気持ちを起こし、松浜町に住んで良かったと思って欲しい。
竹園町自治会	今大路 昂平	<ul style="list-style-type: none"> ・「災害時要援護者支援について」の議題に関して7月の役員会で話し合うこととなりますが、まず町内での連絡網づくりから取り組みたいと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域課題解決のための仕組みづくり」については、地域の課題をあらためて役員会で話し合う。意見交換の場が出ましたが、自転車の運転マナーの向上、危険な防止対策などが課題になる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・二つの議題のご説明で市の取組みがよくわかりました。又、意見交換の場で各自治会の取組みや直面されている問題などの交換が出来て参考になり、有意義だった。
呉川町自治会	平井 守	<ul style="list-style-type: none"> ・役員会までまだ日程があるため、特に話していない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練について、例の和歌山の幼稚園のように、実際に測した訓練をどのように行うかが課題である。市として、まず行ってほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他の町内の様子や役員さんの苦勞が分かってよかった。 ・時間が短すぎた。(意見交換の場)
伊勢町自治会	植田 英三郎	<ul style="list-style-type: none"> ・支援対象者の名簿づくりと他町の様子 		<ul style="list-style-type: none"> ・地域ひろばの趣旨はよくわかるが「自治会ブロック別会議」「自主防災協議会」等があり自治会内においても防災だけで年3回の会、行事を予定しており多忙である。市で統合を考えられないと長続きしない自治会としても対応能力を越えてしまう。
い 防 災 兵 庫 県 暮 ら し に や さ し 減 災	芦田 耕司			<ul style="list-style-type: none"> ・津波被害が予想される地域で、防災意識は高いと感じました。

名称	会長	持ち帰り内容	その他の課題	感想
コミュニティ援助室	上野 義治	・「警察とのつながり方」に情報の共有と知恵づくりができ、議論の発展がなされたことは評価できる。	・防災より、減災あるいは広く市民安全を議論のベースにおいたほうが、身近な課題解決への取り組みに意義ある討議ができる。いずれにしても、会合の成果を求めるには、事前のヒアリングが必要である。	・津波被害が予想される地域で、防災意識は高いと感じた。

(3) 当日写真



災害時要援護者についての説明
防災安全課 地域福祉課

意見交換



6 9 Aブロック第1回地域ひろば

(1) 議事趣旨

日時	平成26年6月6日(金)		
場所	芦屋浜管理センター 大会議室		
出席者	合計：31人 浜風(3)住宅団地管理組合(2人)、浜風四住宅団地管理組合(2人)、 浜風第五住宅管理組合(1人)、浜風町1街区自治会(1人)、浜風南自治会(1人)、 アステム芦屋C棟管理組合(1人)、アステム芦屋D棟自治会(3人)、 芦屋高浜松韻の街自治会(3人)、芦屋浜第一住宅自治会(1人)、 高浜町八街区自治会(1人)、新浜住宅管理組合(1人)、芦屋市自治会連合会(2人)、 NPO法人兵庫県暮らしにやさしい防災・減災(1人)、一般社団法人コミュニティ援助室(1人) (特活)あしやNPOセンター(4人)、芦屋市(6人)		
主催	芦屋市企画部市民参画課	業務委託	(特活)あしやNPOセンター

2 会議資料

- ・プログラム
- ・参加者名簿
- ・地域課題解決の仕組みづくりパワーポイント資料
- ・災害時要援護者支援パワーポイント資料
- ・「地域ひろば」についてリーフレット
- ・FAX 送信用振り返しシート
- ・平成25年度 ブロック会一覧表
- ・リードあしや パンフレット
- ・NPO法人兵庫県暮らしにやさしい防災・減災の活動についての紹介
- ・減災に備えよう！チェックリスト（A3サイズ）

3 意見交換会経緯

(2) 市からの説明から

ア 地域課題解決の仕組みづくりについて

- ・今回の地域課題のテーマは防災になっているが、民生委員や消防署の職員には呼びかけないのか。

→民生委員、消防署の職員へ特別の呼びかけは行っていない。しかし、民生委員は（防災部、防犯部、福祉部など）自治会の内部組織である福祉部の構成メンバーであることから、自治会の役員が兼務していることも多い。民生委員兼務の役員が出席している場合に、民生委員としての立場から発言していただくことはある。（市民参画課 福島課長）

- ・地域ひろばの他に、民生委員と接点を持てる場はないか。

→例えば、民生委員や福祉推進委員と連携して課題解決する小地域ブロック福祉連絡会がある。（地域福祉課 竹迫課長補佐）

- ・要援護者支援台帳の情報、民生委員が保有する要援護者に関する情報は、平時は一切公開されないのか。

→以下2点の要件が具備されている場合には、平時であっても公開できる。

① 本人の同意

② 受け入れ側（自治会や管理組合など）が一定の条件を備えている場合
一定の条件とは、名簿の管理体制の整備や、個人情報扱いについて定期的な研修を受講することなどをいう。

上記①、②の要件が具備されていれば平時でも公開が可能であるが、受け入れ側にかかる負担が大きいことが今後の課題である。なお、要援護者支援台帳は今年中に出来上がる予定である。（高齢福祉課 木野課長）

イ 災害時要援護者について

- ・災害時要援護者支援パワーポイント資料に掲載されている要援護者数の集計は、いつどのようにして行われたのか。

→民生委員が一軒一軒ヒヤリング調査した件数を集計している。障がい者数は平成25年度時点のものであるが、高齢者数は今年の5月末迄に調査したものである。（高齢福祉課・木野課長、地域福祉課・竹迫課長補佐）

- ・上記の調査を行っている民生委員は、公開されているのか。また、誰がどのようにして決定するのか。

→民生委員の氏名と電話番号は、任命（任期は通常、12月1日から3年間）された翌年1月の広報に掲載されている。住所は非公開である。自治会や社会福祉協議会の地区福祉委員会から推薦を受ける形で任命されるのが一般的である。なお、現在市内では110人の民生委員、5人の主任児童福祉委員が活動している。（地域福祉課 竹迫課長補佐）

- ・国指定（鉄筋造り、鉄筋鉄骨造り）とは異なる鉄骨造りの建物が避難場所に指定されているのはなぜか。

→アステムなど市内で避難場所に指定されている鉄骨造りの建物は、すべて強度的には鉄筋造りと遜色がない特殊な構造で設計されているためである。（防災安全課 柿原課長）

- ・6月5日実施の防災訓練時、（屋内で）防災無線が全く聞き取れなかった。
→防災無線は屋外用の放送である。（屋内で聞き取れなくても問題はない）

(3) 自治会、NPOからの意見

ア 団体の取り組み・所感など

浜風（3）住宅管理組合：

- ・約3年前までは消火器の使い方をレクチャーいただくなどの防火訓練を実施していたが、いま自治会単独での防災訓練は行っていない。
- ・単独での防災訓練の実施には限界があり、今後は付近の自治会や管理組合と合同して実施すべきだと思う。
- ・援護を要する人の多さに驚いた。団地内では、隣近所くらいの情報しか把握できていないだろう。

浜風5住宅管理組合：

- ・加入世帯は、全86軒
- ・管理組合は規約で定められている目的の範囲内で活動しているが、防災活動はその目的外である。
- ・理事会が高齢化している。防災の取組みを目的の範囲内に含めたとしても、実施に踏み切れるほど組織としての足腰が強くない。

浜風四住宅管理組合：

- ・昨年から自主防災会を組織しているが、事実上活動していない。

アステム芦屋C棟管理組合：

- ・これまで、自治会で防災活動を行ったことはない。
- ・加入世帯は、全98戸。加入世帯の中にどれほどの要援護者数があるかについては、殆ど把握できていない。
- ・理事個人の私見としては、津波災害の対策は、（マンション付近の）津波の高さは4、5mと聞いていることから、棟内の2、3階に駆け上がれば問題はないと考えている。
- ・海との間に芦屋南の埋立地、松韻の街、深江と西宮をつなぐ運河があるが、流れ着いてくるであろう建物等の残骸については懸念している。

アステム芦屋D棟自治会：

- ・自治会が管理組合を兼ねている関係上、役員は1年ごとに改選される。防災について継続して検討する仕組みがないことが課題である。
- ・かつて独自に防災と防犯の自主組織が設立されたこともあったが、単独で継続していくことが難しく解散した。
- ・管理組合にも入居者の名簿はあるが、わかるのは名前のみである。家族構成、年齢まではわからない。
- ・民生委員に要援護者の情報（例えば、〇〇さんが障がい者になった）を伝えるが、何も動いてくれない。結局そういった連絡を受けた人が対応する。
- ・個人情報把握している民生委員から情報が聞けないとなると、要援護者をどのように把握してよいかわからない。単独の取組みでは難しい。
- ・管理組合と民生委員とで、話し合う機会がほしい。管理組合の会合に民生委員に参加していただけると嬉しい。

芦屋浜第一住宅自治会：

- ・加入世帯は、約300世帯
- ・自治会費の集金時等に、会員の情報収集を収集する。今年の4、5月には、亡くなった方の家を訪問したときに家庭の事情を把握した。
- ・災害時の自治会の役割は、後方支援だと考えている。しかし、予め要援護者情報が把握できていないと、組織だった救助活動ができないし、救助に向いた会員が二次被害を被るおそれもある。
- ・たとえば入居者に避難してもらってから後のことは自治会が担うなど、役割分担が明確になってほしい。

浜風南自治会：

- ・高齢化が進んでいる。
- ・今春に自治会独自での名簿づくりについて話し合ったが、個人情報保護上の理由で作成しないという結論になった。
- ・現状では、会員の情報はそれぞれの班長がその氏名のみを把握している。
- ・これまでのところ、自治会独自で防災の取組みは行っていない。
- ・過去自治会でバス旅行を企画したこともあるが、続かなかった。防災に限らず、活動全般を継続させていくのが難しい組織体制である。

浜風町一街区自治会：

- ・高齢化が進んでいる。災害時には、“老老避難”になる世帯が多いただろう。
- ・防災マップ上は問題ないが、想定外の津波がくる可能性があるのではないかと、予想と現実の誤差が心配
- ・自治会の存続自体が危ぶまれる。

新浜住宅管理組合：

- ・全69世帯
- ・全体の把握はできていないが、名簿は前理事長から引き継いでいる。

- ・浜風小学校、潮見中学校ではアステムの高層団地に避難するよう避難訓練を実施しているが、子どもが一人で留守番中に適切な避難行動がとれるのか、心配である。
- ・民生委員と面識がない。

高浜町八街区自治会：

- ・夏祭り、七夕祭りなどの地域行事を通じて、個人の安否についての話がよく話題になる。守秘義務が問題になる以前に皆が情報を共有している。
- ・今年1月に、避難訓練として打出公園まで避難経路の確認をしながら歩いた。
- ・同じ人が30年以上自治会長をしている。
- ・1. 17の地震で被災してこられた人が多く、元より防災意識が高い。

芦屋高浜松韻の街自治会：

- ・発足3年の新しい自治会であり、役員は毎年改選される。
- ・自主防災会もあり、自治会と同じく役員は毎年改選される。
- ・防災担当の役員がおり、避難経路の確認や炊き出しなど、毎年なんらかの活動をしている。
- ・芦屋浜自治連合会と共同講習会、コミスクとプールの救命訓練をする予定であり、連携して活動している。
- ・自治会独自の名簿はない。
- ・子どもの数が多い。昼間は母子のみの世帯が多く、その避難が問題である。

一般社団法人 コミュニティ援助室

- ・市内のマンションネットワークづくりはじめ、自治会との連携を深め、助ける人と助けられる人を結びつける活動をしている。現在、これらに関連した無償の出前講座も行っている。

NPO法人 兵庫県くらしにやさしい防災・減災

- ・自助・共助の大切さを、出前講座などを通じて発信している。お手元のA3サイズの資料「減災に備えよう！チェックリスト」は家族で防災について話し合うのにとっても有用なツールなので、ぜひとも活用してほしい。

イ 考えられる課題

- ・自治会役員、理事の任期が短く、組織としての活動が次につながらない。
- ・人や活動が継続しないため、継続的な他機関との連携も困難である。
- ・自治会、管理組合独自の防災組織がないか、あるいは機能していない。

ウ 考えられる解決策

- ・自治会、コミスク、民生委員、社会福祉協議会など、地域組織の代表者の連絡先を確認し合い、連絡網を共有しておくのはどうか。
- ・民生委員や福祉推進員を会議に招き、顔合わせの機会を作ってみてはどうか。お互い挨拶に出向くのもよい。管理している個人情報を出せないまでも、一緒に課題は考えてくれるのではないか。

エ 今後の展望

- ・校区、自治会区、個人の活動エリアは異なるため、連絡や連携のとりやすいエリアで活動する。
- ・フットワークよく動けるチームづくりを進める。

(2) 振り返りシート

名称	会長	持ち帰り内容	その他の課題	感想
浜風(3)住宅管理組合	田村敏樹	<ul style="list-style-type: none"> ・防災に関しては市の担当職員数や消防署員数から住民自らの相互扶助や協力体制が必要であるが、1年交代の財産管理を目的とした管理組合での自治会活動は想定されておらず自ずから限界がある。 ・地域住民の足腰が弱くなった中で、情報だけでも共有化する必要性がある。 ・浜風3・4・5住宅団地の連絡会で話し合ったが、何をすべきか分からなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・芦屋浜のパイプラインの存続には、何が障害なのか。コスト問題であれば利便性を享受している地域住民として我々も相当の対価負担はやむを得ないし、必須であろう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各集会所の運営会議においても、地域防災との連携が必要と感じた。 ・自治会組織が無い各住宅管理組合内にも防災担当者を置くなど市の指導と協力が必要と感じた。 ・FAX以外に、電子メールでの提出を希望する。
浜風第五住宅管理組合	小山章	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし。管理組合の活動目的の中で本テーマ「災害時要援護者支援」は残念ながら優先順位が低い。 		<ul style="list-style-type: none"> ・当管理組合は管理組合規約の「目的」で、活動内容を厳密に規定している。従って、この種の活動はしていない。ただ、管理組合の現状は、高齢化が問題になりつつある。理事会を構成する理事も同様である。市がこのテーマに取り組むなら、まず実働部隊である理事会の足腰を鍛えることを優先すべきである。
浜風町1街区自治会	重田俊二	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の増加による地域コミュニケーションの取り方について 	<ul style="list-style-type: none"> ・9Aブロックでも高齢者率の高い浜風町1街区の津波時などの避難をどうするか。 ①日頃からご近所と挨拶清掃活動等自治会活動を通じ親睦を深める。 ②自治会でプライバシーを考慮しつつ、避難時のアンケートを実施中 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の増加によって住民同士のコミュニケーションの取り方について色々な問題があり、今後の自治会としてどう運営していくのか、難しいと感じた。 ・津波の時間帯、大きさプライバシーの問題など難しい。

名称	会長	持ち帰り内容	その他の課題	感想
アステム芦屋C棟管理組合	阪本 圭司	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援者がC棟にどのくらい、どの階におられるか不明、この点が分かってくるにつれ対応策を検討 ・低層階（1・2階）の人が共用階の避難場所へ避難できても夜間長時間は難しい。平素から上層階の人とコミュニケーションを持つておくことが必要。 ・C棟は玄関扉が閉まっているので、急な避難受入れ体制がない。 		<ul style="list-style-type: none"> ・阪神大震災の時の恐怖に加え、東日本大震災の恐怖から、津波への用心にも関心が示された。
自治会 芦屋高浜松陰の街	保田 由紀子	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の防災放送が聴こえづらい。公園にあるとよい？ ・災害が平日昼間に発生と想定すると、その時自主防災組織が機能するのにか心配である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・できて間がない地域であるが、日常的な問題を共有しつつ、将来を見据えた問題の解決に取り組んでいきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃からのあいさつやコミュニケーションを通じて、地域の連携を強め、安全等の確保に努めたい。
高浜町八街区自治会	近藤 博幸	<ul style="list-style-type: none"> ・打出公園まで荷車を引っ張って避難経路をテスト走行したが、道幅が狭く荷車が通れない所も有った。一番心配する事はどれだけの時間を辛抱すれば良いのかと言うことだと思う。7階12階の空中公園だけで他の地域からの避難者+住民が一時だけでも身を寄せるスペースが有るのか考えたほうが良いように思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いま我々が取り組んでいるのは一人暮らしの高齢者家庭をどのように見守るかが一番の話題である。東南海地震がもし起きればどのように避難していただくか、また誰を7F空中公園まで連れて行くか？いろいろ考えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第9Aブロック（地域ひろば）に出席し、自治会活動にあまりにも関心が無いことに驚いた。お陰様で我が高浜八街区自治会は住民の方々が協力的で何事にも熱心に取り組んでいただけた。
新浜住宅管理組合	石宮 千佐登	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の個別支援計画について、全戸69へお知らせを配布した。地域福祉課と、この地区の民生委員へ、申請や登録、相談にのってもらえる等の内容で報告している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミパイプラインが2013年4月の市長トークで廃止になると明言されたと伺い、その件についても全69戸へ伝えた。廃止は困るので地域で結束を強めて廃止にならないよう行動したいと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いろんな情報を教えて頂き、とても勉強になった。これからも地域で情報を共有し、認識を深めていきたいと思う。

名称	会長	持ち帰り内容	その他の課題	感想
イ 援助 室 コ ミュ ニ テ	上 野 義 治	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報開示と受け入れ側の問題 ・ 自治会とマンション管理組合の関係 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一定条件の具備に関して、可能な援助、支援の方法 ・ 管理組織に自治会機能を持たせるには 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記研修テーマに基づき出前講座で市民力を培うことはできる。

(3) 当日写真

災害時要援護者についての説明 防災安全課 地域福祉課



意見交換会

7 9 Bブロック第1回地域ひろば

(1) 議事趣旨

日 時	平成26年7月7日 (月)		
場 所	芦屋浜管理センター 大会議室		
出席者	合計：24人 若葉町公社住宅自治会（1人）、若葉町七番自治会（3人）、緑（4）住宅管理組合（2人）、緑町西地区自治会（1人）、芦屋市自治会連合会（2人）、NPO法人兵庫県暮らしにやさしい防災・減災（1人）、一般社団法人コミュニティ援助室（1人）、（特活）あしやNPOセンター（4人）、芦屋市（9人）		
主 催	芦屋市企画部市民参画課	業務委託	（特活）あしやNPOセンター

2 会議資料

- ・ プログラム
- ・ 参加者名簿
- ・ 地域課題解決の仕組みづくりワーキング資料
- ・ 災害時要援護者支援ワーキング資料
- ・ 「地域ひろば」についてリーフレット
- ・ FAX 送信用振り返しシート

- ・平成25年度 ブロック会一覧表
- ・リードあしや パンフレット
- ・NPO法人兵庫県暮らしにやさしい防災・減災の活動についての紹介
- ・減災に備えよう！チェックリスト（A3サイズ）
- ・チラシ・学校や地域で、防災・減災教育を推進しよう！
- ・チラシ・地域のボランティアコーディネーター養成講座
- ・兵庫県作成「災害時要援護者支援ガイドブック」

3 意見交換会経緯

(2) 市からの説明から

イ 災害時要援護者について

- ・何歳から高齢者なのか。（若葉町公社住宅自治会）
→一概には言えないが、介護保険法などでは65歳以上である。（高齢福祉課・木野課長）
- ・個人情報保護が災害対策の壁になっていないか。（緑（4）住宅管理組合）
→従来の民生委員による聞き取り情報の公開には、本人の同意が必要である。現在民生委員には、災害時に個人情報を公開してよいか本人の意思を確認しながら、改めて廻っていただいている。（防災安全課・柿原課長）

(3) 自治会、NPOからの意見

ア 団体の取り組み・所感など

若葉町公社住宅自治会：

- ・自治会への加入は298世帯であり、月1回役員会を開催している。
- ・医療介護のアンケート(個人情報の聞き取りにも関わる)等を実施している。回収率は20%であり役員間で共有している。今後は100%の回収を目指す。
- ・個人情報の収集にあたっては、対立的にではなく、協調的な（何かあったら必ず助けますから、という）姿勢で対応している。

若葉町七番自治会：

- ・65歳以上の高齢者が168人、小学生が13人と子どもが少ない。
- ・障がい者・高齢者一覧表を作成し、1月16日の読売新聞にも取り上げられたように、個人情報にとらわれていると、何もできない。困ったら行動することが一番大切である。
- ・一軒一軒を丹念に廻り、地道に情報収集している。
- ・安否確認の取組みについては、新聞が2つ溜まれば地域で連絡をとるようにしている。その結果、高齢者の孤独死を早い段階で発見している。
- ・1～2年に1回、消防の職員を招いて心肺蘇生法の訓練を実施している。
- ・民生委員は、自治会と協働し見守りを行っている。
- ・毎日の挨拶を通じて、個人の様子を見ている。

緑(4)住宅管理組合：

- ・役員の引き継ぎは出来ており、管理組合への加入世帯の家族構成程度は把握

している。

- ・月に1回（第3日曜）の清掃には、殆どの世帯が参加している。
- ・広報紙を配布

緑町西地区自治会：

- ・自治会への加入は、101世帯。1年ごとに役員が改選
- ・生存権保護のために必要かどうか、個人情報の性質に応じてその公開の可否を判断すべきではないか。（例：災害時の情報公開は可だが、離婚歴等は否等）
- ・月1回、班長会を実施

NPO法人 兵庫県くらしにやさしい防災・減災

- ・県配布の災害時要援護者支援ガイドブック（配付資料）の通りに、若葉町七番自治会が既に実践されており素晴らしいと感じた。
- ・いざというときには、個人情報よりも命の方が大切である。日頃から周囲とその意識を共有しておくべきだと思う。
- ・防災かるた（回覧資料）や防災グッズを備えよう！チェックリスト（配付資料）は、親しみながら災害に備えることができるので活用してほしい。
- ・防災訓練の実施費用など、防災に関する取組みを助成する「ひょうご安全の日推進事業助成金」（上限：15万円）があるので、ぜひご活用いただきたい。

一般社団法人 コミュニティ援助室

- ・高齢者問題、とくに後見人制度における知識的・手続き的な問題解決の援助を行っている。何かあれば、お気軽に問合せいただきたいと思う。

イ 考えられる課題

- ・他機関との横のつながりが持てている自治会がある一方、そうでない自治会もあり、その活動範囲に格差がある。
- ・支援の対象者として十分に認識されていない人たちへの支援をどうするか。

ウ 考えられる解決策

- ・個人情報の収集にあたっては、自治会、民生委員、福祉推進委員など、お互いの機関が協力する。
- ・高齢者や子どもについては着目されているが、その隙間にも大きな問題があり、こちらも考えていく。

エ 今後の展望

- ・いまある関係を横へ横へと広げることで、地域の課題解決につなげていく。
- ・個人情報保護法など既存の法制度に縛られず、純粹に“誰が何をやるか”を考え行動できる、シンプルな人間関係の構築を目指す。
- ・関係構築のため、朝立ち番をして子どもに挨拶をするなど、小さな取組みの積み重ねを大切にしていく。
- ・こうした地域ひろばのような会合を自主運営していく。

オ その他

- ・防災会では、子どもたちの七夕会で防災カルタ会を行い、啓発に役立てた。
- ・潮見校区防災会を立ち上げた。
- ・個人情報の意味を取り違えている住民も多い。
- ・豊中市社会福祉協議会では、徘徊者保護は自治会単位ではなく、他市の団体と協働する取組みが紹介されている。
- ・9 Bブロック9自治会中4自治会の参加であり、出席率が悪いのはどこにあるかを検証しなければならない。

(2) 振り返りシート

名称	会長	持ち帰り内容	その他の課題	感想
緑町西地区自治会	松本豊	・防災問題については自治防災会などがあり組織的に行われているが、高齢者の見守りについては、個人情報保護の問題などもあり、地域としてどうアプローチしていくかを検討していく必要がある。		・「地域ひろば」の位置づけが良く分からないままの状態での代理出席して頂いた。重要な会議ならば、休日に開催してほしい。
兵庫県暮らしにやさしい防災・減災	芦田耕司			・津波被害の心配のある自治会が自主的に、障害を持つ方・高齢者の方たちの信頼と同意を得て、災害時要援護者名簿を作成し日ごろの見守りにも役立てていること。さらに老人会の役員や民生委員は、自治会と協働し見守りを行っておられてすばらしいと感じた。県の災害時要援護者ガイドブックのゾーンディフェンスとマンツーマンディフェンスの取り決めができていたと感じた。
コミュニティ援助室	上野義治	・マンション管理への取組みが自治会活動のベースにある地域にあつては、より強固で積極的な自治会活動を目指した議論が可能である。	・マンション自治会の活動の活性化をどうサポートできるか。	・自治会運営のマネジメント、自治会と民生委員の連携など教えられることが多かった。こうしたモデル事例を学びあう場が必要であろう。

(3) 当日写真

地域課題解決の仕組みづくりについて
の説明 市民参画課



災害時要援護者についての説明
防災安全課 地域福祉課



意見交換会

8 10ブロック第1回地域ひろば

(1) 議事趣旨

日 時	平成26年7月16日（水）		
場 所	芦屋市総合公園 会議室		
出席者	合計：21人 南浜町一街区自治会（1人）、マリナーズ芦屋管理組合（1人）、芦屋海岸通自治会（1人）、海洋町1街区自治会（3人）、市営南芦屋浜団地自治会（1人）、芦屋市自治会連合会（1人）、NPO法人兵庫県暮らしにやさしい防災・減災（1人）、一般社団法人コミュニティ援助室（1人）、（特活）あしやNPOセンター（4人）、芦屋市（7人）		
主 催	芦屋市企画部市民参画課	業務委託	（特活）あしやNPOセンター

2 会議資料

- ・ プログラム
- ・ 地域課題解決の仕組みづくりワーポイント資料
- ・ 「地域ひろば」についてリーフレット
- ・ 平成25年度 ブロック会一覧表
- ・ NPO法人兵庫県暮らしにやさしい防災・減災の活動についての紹介
- ・ 減災に備えよう！チェックリスト（A3サイズ）
- ・ チラシ・学校や地域で、防災・減災教育を推進しよう！
- ・ チラシ・地域のボランティアコーディネーター養成講座
- ・ 兵庫県作成「災害時要援護者支援ガイドブック」
- ・ 参加者名簿
- ・ 災害時要援護者支援ワーポイント資料
- ・ FAX送信用振り返りシート
- ・ リードあしやパンフレット

3 意見交換会経緯

(2) 市からの説明から

ア 地域課題解決の仕組みづくりについて

- ・今回、自治会が半分しか参加していないのはなぜか。
→事前説明会は自治会全体にお声がけしたが、日程調整等が難しかったようだ。地域ひろばは今後毎年開催されるので、次回は他の自治会も誘い合わせて是非ご参加いただきたい。(市民参画課・福島課長)
- ・宮川沿いは津波の被害想定が高いようだが、河川付近や南部の湾岸地域の方が災害リスクは大きいのか。
→災害リスクは大きい。詳細は、ハザードマップに図示されているとおりである。(防災安全課・柿原課長)

イ 災害時要援護者について

- ・災害時の液状化現象や橋の強度の安全性に不安を感じている。対策はできているのか。
→南芦屋浜の液状化対策は一応済んでいる。しかし、実際に揺れてみないと(地震が起こってみないと)わからない。(防災安全課・柿原課長)
→橋については、阪神大震災後に側道を設けたほか、輸送の便のため東西南北にも道をつけた。(防災安全課・柿原課長)
→その他、10ブロック地域における災害対策としては総合公園にヘリコプターが着陸可能な体制を整備し、さらに地下に貯水槽を設置している。(防災安全課・柿原課長)
- ・同地点に5mと3.7m、2種類の津波想定があるが、なぜ違いがあるのか。
→前者は国、後者は兵庫県の基準である。基準を算定した主体が違う。(防災安全課・柿原課長)
- ・名簿は公開されていないのか。
→現在民生委員に、個人情報公開してよいか本人の意思を確認しながら、改めて廻っていただいている。名簿を地域に渡すためのルールを思案中である。(防災安全課・柿原課長)

(3) 自治会、NPOからの意見

ア 団体の取り組み・所感など

海洋町一街区自治会：

- ・1年(11月が年度始め)ごとに役員改選
- ・会員への個人情報の収集は、2,3年と継続するうちに態度が軟化してきた。
- ・今のところ、自治会内で徘徊者や行方不明者が出たという情報は聞かれない。
- ・保護者が同伴せず川遊びをしている子どもたちや、最近増えている他の地域から遊歩道を渡って来られる人の避難について、(彼らは要援護者ではないが)日頃から気になっている。
- ・民生委員が受け持つ件数が増えていって、対応が難しくなっている。

南浜町一街区自治会：

- ・1年ごとに役員改選。来年で設立10周年目
- ・防災に関しては火事を心配している。
- ・治安の問題は災害時に限ったことではないが、日頃から防犯カメラの設置状況や予定については関心を持っている。

芦屋海岸通自治会：

- ・1戸建てには子育て世帯、高層マンションには高齢者世帯が多い。
- ・防災活動に限らず自治会は必要なのか。必要だとして、その適正規模はどのくらいなのだろうか。以前に花火が煩く近隣の住民が迷惑をしていた時期があり、それを抑止する目的で立ち上げたというのが自治会の設立経緯である。その問題が解決した今、会員が自治会に参加する意義は乏しいと感じる。
- ・防災に関し県・市からの助成があるのはわかっているが、書類申請が複雑である。

マリナージュ芦屋管理組合

- ・全体で約200戸である。
- ・1年ごとに、内部で役割分担を見直している。
- ・管理組合の自治担当は、市役所とのつなぎ（連絡調整）役である。
- ・比較的、若い年代層が多い。

市営南芦屋浜自治会

- ・現在の加入世帯は、約400世帯である。
- ・いざというときに、最初から他地域からの支援をあてにしていけない。自分たちの地域は自分たちで守る必要があり、それには日頃からの取組みが必要である。（日頃から取り組んでいくためには、自治会等の組織基盤が必要だと思う。）

NPO法人 兵庫県くらしにやさしい防災・減災

- ・浜風小学校、浜風の家で防災カルタ会を行った。
- ・自然は想定外の災害をもたらすので、想定にとらわれてはいけない。例えば、津波の誤差は0.5～2倍もある。
- ・奥池のバス停には防犯カメラ（SECOM管理）が設置されているが、これには事前アンケートで9割の住民が賛成したようだ。
- ・兵庫県が、震災20周年事業として15万円を上限に防災関連の事業助成をしている。防犯カメラ等の機材の購入も助成対象である。

一般社団法人 コミュニティ援助室

- ・任意後見を地域で行うことも、要援護者の実態把握に有用なのではないか。自治会などはその基盤たりえるだろうし、そうした助け合いの積み重ねが自治につながると思う。

イ 考えられる課題

- ・自治会の存在意義が不明確な地域があり、そうした地域では自治会が主体性をもって要援護者支援、地域の防災活動を担えない。

ウ 考えられる解決策

- ・自治会や管理組合単体ではなく、子ども会や老人会など他の地縁組織と連携をとり日頃の地域活動をスムーズにする。
- ・防災訓練など地域イベントを開催するときは、人を巻き込むことに慣れているNPOにも関わってもらい、そのノウハウを吸収していく。

エ 今後の展望

- ・NPOのように課題を発見しそれに取り組む「テーマ型自治会」を模索することも一案である。

(2) 振り返りシート

名称	会長	持ち帰り内容	その他の課題	感想
市営南芦屋浜団地自治会	辻義道	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者の数より世話する人の方が人数的に少ない。 ・認知症の方は、年々増えている。近所の方に迷惑をかける事が多くなって来ている。トラブルが増えている。 ・防災対策を強化して下さい。3階以上が避難区域とされているが、防災倉庫は1階の集会所1ヶ所のみ。これでは、水害被害に対応できない。各棟に1室防災倉庫あるいは、緊急避難部屋が必要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市営南芦屋浜では、避難地域になっているのに、物資の準備が出来ていない。 ・災害に対して陽光町ではあまり考えていないと思っているのではないか。(役所の上の方には) ・郵便局の設置 ・バスの本数の増加 	地域ひろばの会は、続けていった方が良いと思う。
海洋町1街区自治会	田村輝男	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月行っている役員会(各班会)に内容の説明を行ったが、時間の関係もあり課題等の話はでなかった。「地域ひろば」議事録送付は上記開催(平成26年8月3日)の後日であった。) 		<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者の支援、平時の高齢者の見守り及び、地域での生活、暮らし(自治会活動等においても)ていく上において、個人情報保護法の取り扱いがネックになる場合が多いと思う。

名称	会長	持ち帰り内容	その他の課題	感想
南浜町1街区自治会	春木 洋一	地域ひろば7/16(水)の直前の7/13(日)に理事会を開催し、次回は8/17(日)と決めていた。締切が8/15の為間に合わない。ただ、災害時要援護者支援については話し合ってみる。	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、1年ごとに役員改選、仕事をされている人も多く、平日の昼間の会議等は出席できない。 ・市役所等が、各種情報の伝達について 例：8/3(日)震災20周年記念事業「合同防災訓練」について自治会の掲示板の数に合わせて詳細なチラシを配布等 ・防犯カメラ 自治会連合会総会で警察署長が奨励されていたが、市としての見解と自治会に臨むことはなにか。ゼロから検討は難しい。 	地域ひろばは良い取り組みだと思う。市民の参画と協働の為には、各々の立場、状況をよく理解することが大事だと思う。今回の地域ひろばは少し焦点がボケていたと思う。要援護者支援が主題だと思っていた。
芦屋海岸通自治会	宮川 幸弘		<ul style="list-style-type: none"> ・7月13日、自治会では県民局、芦屋市、警察等の地域問題に対する責任転嫁が腹立たしい。(南芦屋浜の騒音と防災対策) ・南浜1番地交差点の信号設置(8年前から要望…住民事故が必要か?) 	・市以外の対応に非常に不満有り、宅地誘致は責極、その後は関係なしの県の姿勢
屋管理組合 マリナー ジュ芦	日置 智明	<ul style="list-style-type: none"> ・第10ブロックの南海トラフ地震の津波の影響については防災、防犯の自治の力 ・芦屋市の自治活動の空気は活発であるということ 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会連合会幹事から聞いたパイプライン廃止に向けての提言 ・市との協議について、かんたんな報告 	当自治会は内側目線で自分のマンションに関する内容にしか関心が及ばない。目線を外側に傾げるためには、まだまだ時間がかかると思われる。
やさしい防災・減災 兵庫県暮らしに	芦田 耕司			・臨海部の自治会で、防災意識の高い地域リーダー的な役員の方が幾人もおられて心強く感じた。
援助室 コミュニティ	上野 義治	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会の必要性 ・自分たちでできること、やるべき支援は何か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・テーマ型自治会 ・関係組織との連携 ・専門家の地域ネットワークづくり/今後の展望 	<ul style="list-style-type: none"> ・つなぎ役の機能を充実させることの重要性を再認識 ・プロボノ構想に多少の可能性を見た。

(3) 当日写真

地域課題解決の仕組みづくりについて
の説明 市民参画課



災害時要援護者についての説明
防災安全課 地域福祉課



意見交換会



9 2ACブロック第1回地域ひろば

(1) 議事趣旨

日 時	平成26年7月18日 (金)		
場 所	大原集会所 洋室E		
出席者	合計：19人 芦屋ハイランド自治会（2人）、大原町自治会（3人）、船戸町自治会（1人）、芦屋市自治会連合会（1人）、NPO法人兵庫県暮らしにやさしい防災・減災（1人）、一般社団法人コミュニティ援助室（1人）、（特活）あしやNPOセンター（4人）、芦屋市（6人）		
主 催	芦屋市企画部市民参画課	業務委託	（特活）あしやNPOセンター

2 会議資料

- ・プログラム
- ・地域課題解決の仕組みづくりワーキング資料
- ・「地域ひろば」についてリーフレット
- ・平成26年度 ブロック会一覧表
- ・チラシ・第5回あしや保健福祉フェア
- ・NPO法人兵庫県暮らしにやさしい防災
- ・減災に備えよう！チェックリスト（A3サイズ）
- ・チラシ・学校や地域で、防災・減災教育を推進しよう！
- ・チラシ・地域のボランティアコーディネーター養成講座
- ・兵庫県作成「災害時要援護者支援ガイドブック」
- ・参加者名簿
- ・災害時要援護者支援ワーキング資料
- ・FAX送信用振り返しシート
- ・リードあしやパンフレット
- ・あしやわがまち通信
- ・減災の活動についての紹介

3 意見交換会経緯

(2) 市からの説明についての質問

ア 地域課題解決の仕組みづくりについて

- ・事前説明会、地域ひろばの開催告知が間際になったのはなぜか。
→本課の不手際によるものであり、次回の地域ひろば以降は改善する。(市民参画課・福島課長)
- ・地域ひろばには、自治会だけでなく老人会も参加できるのか。
→8月29日開催の市民ひろばにおいて、自治会以外の地縁団体の参加を検討する。次年度以降の地域ひろばへの参加についても、議題を挙げて検討したいと思う。(市民参画課・福島課長)

イ 災害時要援護者について

- ・名簿の開示についてはどうなっているのか。
→自治会連合会から市へ2年間に亘って名簿の開示要求をしている。(市民参画課・福島課長)
→名簿の受渡しについては前向きに検討しているが、そのための受入れ体制を整備しておくことが必要である。(防災安全課・柿原課長)

(3) 自治会、NPOからの意見

ア 団体の取り組み・所感など

芦屋ハイランド自治会：

- ・災害時、いかに臨機応変に対応できるか。名簿づくりも大切だが、まずは自助意識の醸成と平時からの取り組みであり、地道に活動していく。
- ・緊急連絡網は作成している。毎年更新し、実行力のあるものにしたい。

大原町自治会：

- ・災害時にどういう行動をとるかは人それぞれであり、名簿がどの程度効果を発揮できるか疑問である。
- ・町内に広い公園がない。幹線道路辺りを避難場所にすると市には伝えている。
- ・防災倉庫を4つほど設置してほしい。現在の倉庫内には、住民の力で扱える用具がない。毛布やダンボールなど、災害時に実用に足る用具を備蓄したいのだが予算がない。
- ・毎日の声かけを心がけているが、震災後マンションが増え、オートロックになり声かけをし難くなった。
- ・人命救助が最優先のはずであるが、倒壊家屋とはいえ無断に立ち入れば不法侵入になるのではないかなど、法規制の錯覚を起こして救助に動けない事態が起こりうるのではないか。→人命救助が最優先である。(津久井弁護士)

船戸町自治会：

- ・自主防災会の現在登録者は80名ほどである。
- ・阪神大震災のときに救助者の95%が家族と近所の人たち、残り5%が自衛隊員だった。やはり、災害時に一番大切なのは自助ではないか。

- ・近隣4町の合同訓練を行っており、判断力の向上、地域対策本部設置等進めてはいるが、市で市内全体の防災マニュアルを整備すべきではないか。
- ・夏まつり等で、マンション内の交流を深めている。
- ・マンション内の交流スペースを利用する等、集合住宅と戸建ての融合もあり得る。
- ・オートロックのマンションなど、集合住宅ではインターフォン越しのやりとりが主となりお互いに顔を合わす機会が少ない。その結果、普段からのご近所付き合いも減り災害時の共助関係が成り立ちにくくなっているように思う。

NPO法人 兵庫県くらしにやさしい防災・減災

- ・住民一人ひとりが自助意識をもって、家庭や学校で防災・減災の正しい知識を身につけるべきである。防災かるたや（配付資料の）防災・減災グッズチェックリストは、そのために有用なツールだと思う。
- ・山側の奥池町にも津波（山津波）は来る。絶対に安全な場所というものはない。
- ・兵庫県が来年、阪神・淡路大震災20年を迎える一環で、防災関連事業の助成（上限15万円）をしている。防災倉庫の備蓄品を購入する費用などは、助成の対象になるのではないか。

一般社団法人 コミュニティ援助室

- ・個人情報概念をわかりやすく説明すること、名簿を実用化するための体制を整備することは大切である。専門的な知見をもつ講師の派遣（出前講座）やコンサルタントによる相談支援など、当法人が可能な支援をしていきたい。

イ 考えられる課題

- ・名簿の実用化など、災害時の受入れ体制が整備できていない。
- ・一戸建てと集合住宅の住民との居留意識の違いを、どう埋めていくか。

ウ 考えられる解決策

- ・日頃から近所付き合いを密にして、災害時には助け合える関係を築いておく。
- ・平時から防災訓練だけでなく、自助意識や正しい防災・減災の知識を身につける活動もしておく。

エ 今後の展望

- ・自治会レベルで自発的に地区防災計画を作成し、市の認証を受けるのも一案である。
- ・地域の専門家とのネットワークを結ぶ。

(2) 振り返りシート

名称	会長	持ち帰り内容	その他の課題	感想
大原町自治会	小坂 博一	定例役員会が19日にあり、昨日の地域ひろばの内容を役員に報告した。 津波・山崩れ・川の氾濫等の災害を想定したら個人も行政も対応には限界があると覚悟しなければならぬ状況となった。従って実際に効果が有る計画を企画し住民の命を守らねばならない。小手先の形式だけの行動は不要だ。	当自治会の本年度の重要な目標は 大原町には広場も公園もなく災害時に避難する所としては臨時的に山手幹線、中央線の幅広い歩道を利用せざるを得ない。従って自治会としては26年度中に此の計画を精査・検討をかさね万々に備えようとしている。	20年前の阪神淡路大震災において大原町も多大な被害を受けた。現在の街並みはその後の復興に住民の莫大な費用をついやしたものだ。大原町の住民の我が町を思う意識はあの災害を経験し二度と同様の災害を受けたくない思いが表れているからだろう。
芦屋ハイランド自治会	谷口 臣司	・8月17日開催の役員会において下記の点を報告し意見を聴取した。 1) 地域課題解決の仕組みづくりとして「地域ひろば」という取組みがあること 2) 当面の課題としては、防災、特に災害時要援護者リストの取扱いである。自治会としてリストを活用した防災体制・計画の確定が可能か。		・直前のお知らせによる参加者不足が問題となったが、余裕を持って連絡してもどの程度集まったか疑問。地域課題解決に関心を持つ地域ボランティアリーダー（自治会役員等）の育成が重要 ・地域仮題は防災に限らない。景観維持、高齢者対策、交通問題、防犯対策等も様々あり、高齢者福祉課、都市計画化等の横の連携、参加も今後の継続開催と合わせ要検討
しい防災・減災 兵庫 暮らしにやさ	芦田 耕司			・市の中心部の自治会で戸建てとマンションが混在しているが、防災意識の高い地域リーダー的な役員の方が幾人もおられて心強く感じた。議論も前向きだった。
イ援助室 コミュニテ	上野 義治	・地域ひろばの構成員 ・地域（ブロック）における共助関係	・戸建てと集合住宅等に対応の差異があるか。	・法規制と住民生活は自治会の自主研修のテーマになる。

(3) 当日写真

地域課題解決の仕組みづくりについての説明 市民参画課



災害時要援護者についての説明 防災安全課 地域福祉課



←意見交換会

10 6Bブロック第1回地域ひろば

(1) 議事趣旨

日時	平成26年7月25日(金)		
場所	前田集会所 洋室A		
出席者	合計：24人 清水町自治会(2人)、前田町自治会(3人)、津知町自治会(2人)、川西町自治会(3人)、平田北町自治会(2人)、芦屋市自治会連合会(1人)、NPO法人兵庫県暮らしにやさしい防災・減災(1人)、一般社団法人コミュニティ援助室(1人)、(特活)あしやNPOセンター(4人)、芦屋市(6人) *芦屋市自治会連合会の副会長が、前田町自治会の会長としても参加		
主催	芦屋市企画部市民参画課	業務委託	(特活)あしやNPOセンター

2 会議資料

- ・プログラム
- ・地域課題解決の仕組みづくりパワポイント資料
- ・「地域ひろば」についてリーフレット
- ・平成26年度 ブロック会一覧表
- ・あしやわがまち通信
- ・NPO法人兵庫県暮らしにやさしい防災・減災の活動についての紹介
- ・減災に備えよう！チェックリスト(A3サイズ)
- ・チラシ・学校や地域で、防災・減災教育を推進しよう！
- ・チラシ・地域のボランティアコーディネーター養成講座
- ・参加者名簿
- ・災害時要援護者支援パワポイント資料
- ・FAX送信用振り返りシート
- ・リードあしやパンフレット
- ・チラシ・第5回あしや保健福祉フェア

- ・兵庫県作成「災害時要援護者支援ガイドブック」

3 意見交換会経緯

(2) 市からの説明から

ア 地域課題解決の仕組みづくりについて

- ・行政と自治会以外の方が、何のために集まっているのか。
→今後の地域ひろばにおける会議の進め方のモデルを提示するため、初回については会のファシリテート、アドバイザー、進行、板書、その他事務方の仕事を(特活)あしやNPOセンターに業務委託することにした。この事業は、庁内連携で行っている。また、司会を自治会連合会の三役に担っていたが、それは地域ひろばの取り組みが今年度の会の基本方針に謳われているからである。(市民参画課・福島課長)
- ・地域ひろばで話し合われた内容は、ちゃんと記録に残るのか。
→話し合われている内容は適宜板書し、後日議事録にまとめて参加者に回覧する。他ブロックで行われた地域ひろばの議事録も閲覧できるようにする予定である。(市民参画課・福島課長)

イ 災害時要援護者について

- ・防災行政無線が殆ど聞き取れない。もっと聞こえるようにできないか。
→2年前に、津知公園に一基増設した。防災行政無線は屋外にいる人に向けたものであり、屋内の人向けには設置されているものではない。問題解決にあたっては、スピーカーの増設以外の方法を検討している。(防災安全課・柿原課長)
- ・防災行政無線以外には、どのような情報収集手段があるのか。また、夜間に災害が発生したときにも対応しているのか。
→携帯電話を使った情報収集手段としてあしや防災ネット、テレビ放送ではサンテレビの「街なび」というデータ放送がある。またケーブルテレビ・J-COMの番組では、画面上に災害情報が表示される。夜間にも防災行政無線は作動する。(Jアラートという、国の人工衛星から情報を自動受信し、それが自動的に発信されるシステムが採用されている。)
- ・プレゼン資料に掲載されている要援護者数の情報はいつのものか。また、その情報は誰が収集したのか。
→今年の7月1日現在の情報である。情報は、民生委員が収集している。(高齢福祉課・木野課長)
- ・避難場所や、防災訓練をするための場所はどこなのか。
→一般的には学校である。たとえば、1月19日に行われた津波を想定した避難訓練の場所は精道小学校だった。当日には展示等があり、観ていただきなかったのも理由の一つである。
⇒防災訓練の会場としては、学校は制約が多い。また日程調整も難しい。
- ・台帳には実数の6, 7割ほどしか登録されていないが、なぜか。

→孤立死をなくすというのを一番に考え、まずは80歳以上の1人暮らしを中心に廻っていただいた。

(3) 自治会、NPOからの意見

ア 団体の取り組み・所感など

川西町自治会：

- ・防災訓練は実施したことがない。
 - ・市は個人情報と理由に情報を開示しない。その収集を民生委員に要求するのみであり、一方的である。神戸市など、他市はそうではないようだ。
 - ・自治会へ送られてくる行政の各部署からの書類が年間200をくだらない。庁内で窓口部署を作ってほしい。
- その方向で考えている。(市民参画課・福島課長)

津知町自治会：

- ・年1回、防災訓練は実施している。
- ・会員には、津波が来たらひとまず北に逃げるように伝えている。
- ・いざとなれば、個人情報保護などは関係なく住民同士で救助しあうはずだ。人命の方が大切である。

平田北町自治会：

- ・3、4年前までは川西グラウンドで防災訓練を行っていたが、火をつかえないなど制限が多く利用しづらくなった。
- ・個人情報保護法等に違反した場合の罰則が気になる。
- ・いざとなれば住民間で助け合う。行政から、たとえば高齢者から先に助けなさいなど、救助活動の優先順位を指示されるとかえって戸惑うのではないか。
- ・互いに顔の見える関係を築くためにも、町内に集会所がほしい。

清水町自治会：

- ・年1回、川沿いで前田町自治会と合同で防災訓練を実施している。

前田町自治会：

- ・民生委員は、自治会から情報を得ることも少なくない。
 - ・会員から自治会に名簿(自分の個人情報)を渡してよいと同意を得ている場合でも、実際は渡っていないのが現状である。同意した本人は、既に自分の個人情報は自治会に渡っているものと認識しており、災害時には救助が受けられるものと考えている。
- 協定等の取り交わし(誓約書の提出)、責任者が必要な研修を受けた上で自治会に名簿等の個人情報を開示することは可能である。しかし、この手続きの賛否については各町に温度差がある。(防災安全課・柿原課長)

NPO法人 兵庫県くらしにやさしい防災・減災

- ・奥池町も防災無線が聞こえなかったもので、市に依頼して音声のボリュームを上げてもらうなどした。また、携帯ラジオを持つようにした。

- ・奥池町自治会も高齢化が進み、自治会役員は毎年同じ顔ぶれである。

一般社団法人 コミュニティ援助室

- ・行政と自治会との協働・連携が上手くいっていない地域では、両者の調整役としての役割を果たしていきたいと思う。

イ 考えられる課題

- ・防災訓練の場所の確保が難しい。
- ・以前ほど、防災・減災についての教育が家庭や学校でできていない。
- ・個人情報保護制度の運用をはじめ、要援護者支援について行政と自治会とで十分な共通認識ができていない現状をどう解消するか。
- ・防災の取組み一つにしても、自治会は市とは違い原則無償で対応しなければならないので、その活動には限界がある。

ウ 考えられる解決策

- ・市と生活者である市民との感覚のずれを修正し、それを次世代につなぐための仕組みや担い手を創る。
- ・個人情報保護や防災施策において、国や県に倣ったものではない(たとえば、個人情報をより緩やかな基準で共有しあう) 芦屋市独自の制度を整備する。

エ 今後の展望

- ・自治会の市に対する不信を払拭し、相互に信頼関係を構築していけるようにコミュニケーションの方法などを見直していく。

(2) 振り返りシート

名称	会長	持ち帰り内容	その他の課題	感想
平田北町自治会	河村 祥二	・災害時の協力について、平田北町は震災から大きく住宅が変わり、自治会が出来て7年目になるが、まだまだ住民の顔が見える町にはなっておらず、どうしたら自治会活動に参加者が増えるのかという大きな課題をかかえている。	・子ども会も参加して夏休み、ラジオ体操、納涼会、クリスマス会など又、ふれあい麻雀など催しているがなかなか広がりが見えにくい。もう少し気軽に集える場所が必要である。	
やさしい防災・減災 兵庫県暮らしに	芦田 耕司			・市に対しても活発な意見が出てよいことだ。自分たちで何とかできる地域と感じた。
デイコミュニティ 援助室	上野 義治	・共に良き地域をつくるための場づくりをどうするか。具体方策を検討すべきだ。	・日常的に近隣の助け合いが重要であるとの共通認識はどうしたら醸成できるか。	・地域の課題を学ぶ、共同学習グループを作っていきたい。

(3) 当日写真

地域課題解決の仕組みづくりについて
の説明 市民参画課



意見交換会



1 1 6 Aブロック第1回地域ひろば

(1) 議事趣旨

日 時	平成26年8月1日（金）		
場 所	茶屋集会所 洋室A		
出席者	合計：30人 業平町自治会（2人）、茶屋之町自治会（3人）、大柵町自治会（3人）、宮塚町自治会（3人）、精道町自治会（3人）、宮川町自治会（3人）、芦屋市自治会連合会（1人）、NPO法人兵庫県暮らしにやさしい防災・減災（2人）、一般社団法人コミュニティ援助室（1人）、（特活）あしやNPOセンター（3人）、芦屋市（6人）		
主 催	芦屋市企画部市民参画課	業務委託	（特活）あしやNPOセンター

2 会議資料

- ・プログラム
- ・参加者名簿
- ・地域課題解決の仕組みづくりパワーポイント資料
- ・災害時要援護者支援パワーポイント資料
- ・「地域ひろば」についてリーフレット
- ・FAX送信用振り返りシート
- ・平成26年度 ブロック会一覧表
- ・リードあしや パンフレット
- ・NPO法人兵庫県暮らしにやさしい防災・減災の活動についての紹介
- ・減災に備えよう！チェックリスト（A3サイズ）
- ・チラシ・学校や地域で、防災・減災教育を推進しよう！
- ・チラシ・地域のボランティアコーディネーター養成講座
- ・あしやわがまち通信 ・兵庫県作成「災害時要援護者支援ガイドブック」
- ・チラシ・市民の問題解決をPowerUPして新しいASHIYAを創ろう！

3 意見交換会経緯

- (1) 会議のルール（ファシリテーターからの説明）

- ・解決するのではなく、課題を出し合う。
- ・発言は1人1分（長くて3分）
- ・話をよく聴く。

(2) 市からの説明についての質問

イ 災害時要援護者について

- ・プレゼン資料中の高齢者、障がいのある人の数字は、いつ時点のものか。
→平成26年7月31日時点のものである。（高齢福祉課・木野課長）
- ・いまの防災のシミュレーションは、地域に合っているか。

(3) 自治会、NPOからの意見

ア 団体の取り組み・所感など

業平町自治会：

- ・防災の取組みとして、日頃から救助チームを編成し、独自の名簿を作成している。
- ・まずは自助を優先、その次に他人の救助だとはっきり言ってもらえないと、自治会の抱える負担感が大きくなりすぎる。

茶屋之町自治会：

- ・町内の総力を挙げてでなければ、要援護者の救助は難しい。
- ・個人情報、せめて名前と住所だけでも分かるようにしておけないか。名前と住所だけならば、本人の同意も得やすいのではないか。
- ・行政が市民（民生委員など）に期待しているのは、個人情報の収集作業である。市民に助けてもらいたいならば、市民の理解を得やすいよう個人情報の活用に努力すべきではないか。
- ・防災訓練は公益性の高い地域活動であり、近隣の自治体と協働で行っている。今後は参加者の枠を更に広げて実施していきたいと思っている。

大柵町自治会：

- ・自治会に対しても個人情報は開示されないの、せいぜい両隣や向いの近所のことしか把握できない。自治会長であってもそうである。こういう状況なので、いざ災害時に駆けつけたとしても、（要援護者の）顔すらわからないと思う。まちづくり懇談会の時にも質問したが、守秘義務があり開示できないと言われた。
- ・茶屋之町、大柵町など（町の別は）関係なく、目配りはしている。
- ・民生委員が1年前に収集した情報が、活用されずにそのままになっている。収集された情報は活かされないのか。
→個人情報保護審査会の諮問を経る、必要な研修を受講する、誓約書を書くなど、一定の条件を満たせば情報は開示される。（防災安全課・柿原課長）
- ・災害が起こったときに自分が助けないと、という責任は民生委員が一番よく感じており、重く捉えている。
- ・町内の高齢者施設では職員だけの避難救助は支援が難しいと言われている。

宮塚町自治会

- ・要援護者の情報を渡されたところで、責任をもった救助ができるか心配だ。
- ・組織図は出来ている。具体的に、誰が誰を助けるかが決まっていたら助かる。

精道町自治会：

- ・いざというときは人命が第一である。個人情報保護などは、二の次ではないか。情報、責任、組織のあり方の限界を知ることが大切である。
- ・事前に整備しておくことも必要だが、災害が起こったときどうやって助けるかということの方が大切である。
- ・民生委員が要援護者全員を助けられるわけがない。行政は、そういうプレッシャーをかけるべきではない。
→救助義務はないが、名簿の情報提供者は、例えば隣接した町同士の助け合いなどで、救助してくれることを期待しているはずである。

宮川町自治会：

- ・要援護者数は、民生委員は把握しているが、自治会役員はできていないのが現状である。
- ・和光会や保育所と合同の避難訓練を実施した。今後は、県立芦屋高校や呉川町自治会との合同訓練も検討している。

NPO法人 兵庫県くらしにやさしい防災・減災

- ・個人情報保護法上でも、人の生命、身体又は財産の保護のための規定がある。
- ・法に縛られず実際に救助活動をどう行うか、前向きに考えるべきである。
- ・まずは自助、その次に共助、そのあとが公助である。
- ・昨年6月の法改正後、名簿づくりが義務付けられたばかり。

一般社団法人 コミュニティ援助室

- ・各自治会が防災施策上抱えている課題に対して、専門的な知見をもって支援していきたい。

イ 考えられる課題

- ・名簿整備の動きに、まだ地域が追いついていない。
- ・個人情報保護の制度が、防災の取組みや災害時の救助活動をやりづらくしている。
- ・防災という地域課題に対して、仕事として取り組む行政と生活者としての市民では捉え方のギャップが大きい。
- ・行政が市民に要求している要援護者支援の責任範囲が不明確である。

ウ 考えられる解決策

- ・名前と住所のみにするなど、緊急・災害時要援護者台帳登録申請書の収集情報の項目を簡素化し、目的に応じて個人情報の開示基準を緩和する。
- ・日頃から地域でゾーンディフェンス、マンツーマンディフェンスを実践し、誰が誰をどう助けるか、具体的な救助のイメージを持っておく。

エ 今後の展望

- ・個人情報をも有効活用できる体制を整えるとともに、先行している自治会の取組みを参考にしながら、地域での要援護者支援のための方法と責任を明確にしていく。

(2) 振り返りシート

名称	会長	持ち帰り内容	その他の課題	感想
業平町自治会	高橋 洋一	業平町では、全戸にアンケートし、その回答を踏まえ救助班の編成、災害時の要援護者リストを作成しているが、回答がなかった要援護者の救助体制はできていない。回答が非常に少なかったことで、体制としてはまだまだ弱体と考えており、行政のデータも活用しながら体制を作らないと、取り残される要援護者が多数に昇ると危惧している。	民生委員は、福祉のために要援護者の情報をもっているが、これを自主防災のために提供することはできない。当然のことながら情報を管理している芦屋市が本人の同意を得ているのであるから、芦屋市が要援護者の情報を提供すべきで、地域へ責任転嫁すべきでない。被災を経験した芦屋市は、もっと真摯に検討してほしい。	芦屋市は、未だに自ら汗をかかず、NPOを活用して地域での解決を模索しているようだが、核家族化、社会の過疎化が進む中、震災から20年を経ても弱者は弱者のまま、健常者と同等に生きていく道を行政が閉ざしている感じがする。
宮塚町自治会	森本 雄三	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に要援護者を確実に助ける事は不可能であるし又責任は負いかねる。お互いに自助を優先したい。 ・緊急災害時に助ける事はできないが平時からの声掛け、災害後の近隣としての援助等を可能なことは助け合いたいので個人情報を出しても良いという会員の名簿は頂きたい。但し、班長に責任の義務を課さないとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平時から自治会老人会子ども会の交流を良くして近隣の付き合い、顔見知りを増やし、自治会全員の顔がよく見える自治会になるのが課題だ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・理想は高くだが、実現は非常に難しい。
精道町自治会	助野 光男	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時、まずは自助、次いで共助、公助はその後を確認 ・自助、共助では、日頃より近隣の様子、情報を共有し、災害発生時に最も賢明な判断と行動が出来るように心がけることが重要と確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・独居老人、障がい者へのサポートは、情報共有なしでは有効な活動はできない。なお、平時の見守り等のフォローと、非常時の救助等は全く別の問題であり、明確に分けて検討すべき課題である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業平町の取組みが最善、最高レベルのように思う。モデルケースとして行政が支援されたし。但し、同時広域に被災する大災害時に、機能するかは限界があるだろう。 ・住民が可能な限りで互助に努めることに行政は邪魔することなく支援してほしい。

名称	会長	持ち帰り内容	その他の課題	感想
茶屋之町自治会	本郷 孝	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者が複数の場合、必要時には町内に1人しかいない民生委員では災害時の避難・誘導はできない。地域でのバックアップが必要。すでに始めている普段からの見守り活動を通じてコミュニケーションが機能していることが肝要。しかし、災害時に備えて要援護者の氏名と住所だけでも地域自治会が情報を共有してブロック毎に複数の支援者によるバックアップ体制を徐々に整備していくことを確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> 自治会活動の若い担い手をいかに呼び込むか。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時に要援護者の支援を行政が出来ないことを分かっているなら、地域が動きやすいように個人台帳の最小限の情報開示を柔軟に対応しなければ意味がない。
宮川町自治会	室井 明	<ul style="list-style-type: none"> 役員会を11月に行い連絡網と分担を決めていきたく思っている。本日の話題を皆さんに話したい。 業平自治会の積極的な取り組み方、介助法を参考にさせていただきたいと思っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 3/16 防災研修日帰りで、三木広域防災センター、人と防災未来センターに行った。少人数であり、もっと関心をもってもらえるようにしたい。 3/17 県芦、宮川保育所園児、先生と当和光会（老人会）、自治会役員が避難訓練で3階まで上りその後体育館にて地震の起こる深海の映像を見せていただいた。12月には自治会の皆さんともう一度避難、AED、炊き出し等の実施に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> 業平町での介助等積極的に取り組んで来られる様子、感銘致した。 当自治会も、再度連絡網、分担を決めたいと思っている。
さしい防災・減災 兵庫 県暮らしにや	芦田 耕司			<ul style="list-style-type: none"> 自主的に把握している災害時要援護者を図示したリストを持っている自治会があり、又「救助を目的にした名簿づくりと開示であれば個人情報にも影響がないのでは。」という意見に賛成だ。
援助室 コミュニテイ	上野 義治	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報の取り扱いについて、関与者が柔軟性を持ち弾力的な判断を迫られる状況 業平モデルを徹底分析すべき 	<ul style="list-style-type: none"> プロボノの概念に関し、個別質問を受けた事を重く受け止めて意見交換 	<ul style="list-style-type: none"> 地区により住民意識に差を感じる要因を追及して、均質性を確保するための成人教育（生涯学習）を工夫したい。

(3) 当日写真

地域課題解決の仕組みづくりについて
の説明 市民参画課



災害時要援護者についての説明 防災安全課 地域福祉課



1 2 1 ブロック第1回地域ひろば

(1) 議事趣旨

日 時	平成26年8月7日 (木)		
場 所	三条集会所 会議室C・D		
出席者	合計：30人 西山町自治会（4人）、山芦屋町自治会（2人）、三条町自治会（3人）、月若町内会（3人）、西芦屋町町内会（2人）、三条南町自治会（3人）、芦屋市自治会連合会（1人）、NPO法人兵庫県暮らしにやさしい防災・減災（1人）、一般社団法人コミュニティ援助室（1人）、（特活）あしやNPOセンター（4人）、芦屋市（6人）		
主 催	芦屋市企画部市民参画課	業務委託	（特活）あしやNPOセンター

2 会議資料

- ・プログラム
- ・参加者名簿
- ・地域課題解決の仕組みづくりパワーポイント資料
- ・災害時要援護者支援パワーポイント資料
- ・「地域ひろば」についてリーフレット
- ・FAX送信用振り返しシート
- ・平成26年度 ブロック会一覧表
- ・リードあしやパンフレット
- ・NPO法人兵庫県暮らしにやさしい防災・減災の活動についての紹介
- ・減災に備えよう！チェックリスト（A3サイズ）
- ・チラシ・学校や地域で、防災・減災教育を推進しよう！
- ・チラシ・地域のボランティアコーディネーター養成講座
- ・あしやわがまち通信
- ・兵庫県作成「災害時要援護者支援ガイドブック」
- ・チラシ・市民の問題解決をPower UPして新しいASHIYAを創ろう！

3 意見交換会経緯

(2) 市からの説明についての質問

ア 地域課題解決の仕組みづくりについて

- ・自治会もNPOとの説明があったが、財源面、特に活動費では自治会、ボランティア団体、NPO法人はそれぞれちがうのではないかと。
 →団体それぞれで活動目的や活動領域には共通点がある一方、補助金であったり自治会費であったり、その財源は様々である。(市民参画課)
 →非営利という意味では、上記3団体も行政もNPOである。たとえばNPO法人は、職員の雇用はあるが利益分配はない。それぞれの団体の違いを認め合い、協働することが大切である。(海士アドバイザー)
- ・地域ひろばの構成メンバーの7割は自治会とのことだが、残り3割はどうするのか。
 →自治会の加入率を上げるべく、市民課では転入者に自治会案内チラシを配布するなどの広報活動をしている。加えてNPOなどの参加を通じて、自治会以外の様々な視点を取り入れたい。今後の課題である。(市民参画課)
- ・地域ひろばの今後は？
 →市民ひろばで方向性について議論を深める。地域ひろばや市民ひろばが市民主体で開催できるようになるなら、現在使っている業務委託の予算を会議費に使うことも考えられる。市民ひろばからまちづくり懇談会に出た課題は、市が予算化し解決することも考えられるので、市民がとりまとめた意見による税金の再分配ともいえる。(市民参画課)

イ 災害時要援護者について

- ・プレゼン資料中の高齢者数2,491人という数字は何を意味しているのか。要援護者にあたる高齢者の実数は把握できているのか。
 →要援護者支援台帳は、民生委員が把握しているだけである。地域の見守りを必要とするものから開示同意のあるものに1年前から変わった。現時点での台帳は、従来の台帳をもとに作っている。(地域福祉課)
- ・台帳への登録手続きについて教えてほしい。登録者漏れはないのか。
 →現時点では、民生委員経由による登録手続きのみである。要援護者の実数と現登録者数のギャップはあると思う。一人暮らしの方を中心に回っているが、自ら高齢福祉課に来られた方に対しては、民生委員に情報を伝え、回っていただいていると思う。(地域福祉課)
- ・民生委員の立場について
 →非常勤の地方公務員である。民生委員の収集した情報には守秘義務があり、情報は行政に提出される。業務としては責務が重く、交代人員が見つかりにくいのが問題である。

(3) 自治会、NPOからの意見

ア 団体の取り組み・所感など

山芦屋町自治会：

- ・老人会には元気な人しか入らないので、要援護者について、老人会から情報を得るのは難しい。
- ・民生委員は、要援護者の全体把握はできていないと思う。

- ・団塊の世代以降は自治会活動の参加意識が薄いため高める仕組みが必要である。

三条町自治会：

- ・民生委員が戸別訪問しても、なかなか出てきてくれない。協力を拒まれることもある。民生委員が収集した情報は、市に報告している。
- ・現在、800人の対象者を3人の民生委員で管理している。
→民生委員が活動しやすいように、環境を整備していきたい。(地域福祉課)
- ・班長は、ゴミカレンダーを各戸配布する際に住民の情報を把握しているが、マンションは難しい。
- ・「協働」ということで、団体間でつながってきた。

月若町内会

- ・一戸建て世帯の個人情報は、老人会とも連携しほぼ把握している。マンションはわからない。
- ・台帳の情報が提供されることにより、自治会に救助の責任が重くなるのはどうかと思う。要援護者の救助にあたり、優先順位をつけることは難しい。
- ・行政は、被災後の避難所の運営支援が中心であり、人命救助はできない。
- ・第1ブロックには「だんじり」があり、世代育成につながっている。
- ・日頃から安否確認などのやりとりを通じて、ある程度の情報共有はしている。

西芦屋町町内会：

- ・月例の班長会議では、ご近所同士の情報共有を行っている。1，2年で班長は交代し、情報は引き継ぎ更新されている。
- ・要援護者の全体把握は行政の役割ではないか。
- ・積極的に要援護者の情報を取りにいこうとは思わない。それに対して、何らかの責任を負わされることを懸念している。
- ・市から冊子などが送られてくるが、内容を説明していただきたい。そうでなければ、読む人は多くない。

NPO法人 兵庫県くらしにやさしい防災・減災

- ・芦屋市は、財政的に防災にまで十分な対策をする余裕がないだろう。地域で頑張り、行政と協働することが望ましい。
- ・市町村で要援護者の名簿づくりが始まったのは、昨年の災害対策基本法の改正後でありまだ日が浅い。現段階で、名簿整備が不十分なのはやむを得ない。
- ・ソフト面の減災活動において、防災かるたや防災・減災チェックリストなどは、地域にとって自助・共助意識を高める身近なツールになり得ると思う。

一般社団法人 コミュニティ援助室

- ・防災に関連する啓発イベント程度であれば、無料で出張講座を行うことも検討する。調停や仲介を要する複雑な事案については有償になるが、ぜひ支援したい。

イ 考えられる課題

- ・マンション世帯は、インターフォンのみでの対応が多く情報収集が難しい。名前や家族構成は把握できても、年齢や障がい手帳を所持しているかなど、細かい情報までは収集できない。
- ・この50年間、正しい防災教育が施されていない。
- ・今の地域のつながりをどう次世代に渡していくか。

ウ 考えられる解決策

- ・民生委員の情報収集については自治会と連携する。
- ・だんじりなどの地域行事を通して、地域がうまくいっていることで次世代との関わりを深める。

エ 今後の展望

- ・自治会などの地縁組織の活動を、有償で維持していく仕組みを検討することも一案である。

(2) 振り返りシート

名称	会長	持ち帰り内容	その他の課題	感想
西山町自治会	樋口 勝紀	・情報の共有、収集のネットワーク作り、クリーン作戦、七夕、だんじり、雪防災などを通し、世代間のコミュニケーションをとる。		・クーラーの温度もう少し上げないと、外に出たときに倒れる人出てくるのでは？
西芦屋町町内会	渡辺 徹也			・災害時の支援体制として、第一段階は町内・近隣で対応、第二段階は例えば民生児童委員のような日頃訓練を受けている方々が対応、第三段階は市サイド・公の組織で対応、で取り組むとよい。
三条町自治会	岩尾 實	・自治会定例会は8月休み、9月定例会で報告し、意見を聞く。 ・三条町自治会として、まず、日頃の見守りの中で情報があれば、民生委員等の専門職に繋ぐことにより手助けができるのではないかと考え「地域の見守りについて」と題して7月定例会時社会福祉協議会にお願いし勉強会を開いた。		災害時まず自分及び家族の安全が第一であるが、地域の共助も大事とは思いう。しかし要援護者名簿を自治会長が預かって災害時支援に回れるか、守秘義務との兼ね合いもあり、民生委員等及び自治会会合での議論が必要である。尚、マンションについては基本的に各々の管理組合で取り組むべきである。

名称	会長	持ち帰り内容	その他の課題	感想
三條南町自治会	東浦 浩也	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者リストは自治会がつくるのか、参画課・福祉課が具体的に音頭をとって動くのか。 ・支援者リストは必要なのか。 ・自然発生的な隣組を育成した方がよいのではないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会の高齢化対策 ・マンションの地域活動参入策 	<ul style="list-style-type: none"> ・現役、若手の参画がないのはいかがなものか。
やさしい防災・減災 兵庫県暮らしに	芦田 耕司			<ul style="list-style-type: none"> ・自治会活動も活発でコミスクの参加者も多いようで、防災意識と自助意識が高い地域と感じた。こういう地域が全体を引っ張ってくれると期待したい。
コミュニティ援助室	上野 義治	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の扱い方の難しさを感じた。 ・防災に対する意識を持たせるための活動は評価できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の正確な数の把握は、現状では難しい。住民の数に対して民生委員の数が少ないので、民生委員に頼りきりでは限界があると感じている。地域住民、自治会も協力して積極的に近隣住民・近隣自治会とコミュニケーションをはかり、民生委員の活動を協力していく必要がある。 ・学校等と提携して防災カルタや塗り絵を用いて防災意識を持たせることは評価できるが、それだけでは不十分に感じる。災害は怖いもので他人事ではないということをおかしてもらうために、学校等で行われる防災訓練においても真剣に取り組ませる方法を考え、実際に芦屋市で災害が起こった場合のシミュレーション映像等を公開することによってより防災意識が高まり、自発的に行動していくように思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各自治会の方から色々な意見が飛び交い有意義な場であったと思う。まだまだ議論の要する課題も多いが、今回の地域ひろばに参加されていた世代の方々の意見を集約し、行政と協働してできることから活動していき、その活動を次の世代に繋げていくことが重要である。そのためには、地域住民の各世代の方々が集まれる交流の場として且つ市民力アップの場として利用していただくのも一つの方法である。

(3) 当日写真



地域課題解決の仕組みづくりについての説明（市民参画課）



意見交換会



災害時要援護者についての説明
（防災安全課） （地域福祉課）



1 3 地域ひろばの振り返り

(1) 事前説明会

全ての参加者に地域ひろば開催の趣旨をご理解いただくために事前説明会を毎回開催した。

一同に集まることが不可能であり、参加者に合わせ都度開催することとなり、時間と労力を必要とした。事前説明会、地域ひろばの開催連絡の期間がひっ迫しており、参加者にご迷惑をおかけした。

(2) 会 場

地域の中での開催を目指したが、集会所を会場として確保することが難しいところもあった。早めの計画を考えなければならない。

(3) 参加者

芦屋市自治会連合会ブロックを1単位とし、自治会が推薦したNPO団体と協働参加をしていただいた。開催日時のお知らせに不手際があり、ご参加いただけなかった自治会もあったが、大半は予定通りにご参加いただけた。

(4) 地域ひろばの議事

本年度は市からの課題である「災害時要援護者支援」についてのみであった。自治体によっては、独自の要援護者名簿を作成していたり、毎年防災訓練を単独または近隣自治体と共同開催していたり、参考例が多々あった。

要援護者台帳の開示については、行政としては規則の元開示用意ありとの返事に対し、市民としては命を守ることが一番であり想定外の災害に備えて早期に対処することが大切であるとの意見が多かった。

1 4 地域ひろばの総括

(1) 振り返りシートから見える課題

地域ひろばの開催に際しては、仕組みの理解を得るために、まず、自治会長を対象に、事前説明会を行ったのだが、振り返りシートからは、意図している主旨が伝わりにくかったように感じた。

約50年前から組織されてきた自治会は、当初より行政（芦屋市）と協働し、地域自治を自らの手で担ってきた歴史がある。その経緯から、行政側からの、依頼やアプローチも少なくない。今回の地域ひろばも行政が設定し、自治会長に参加を要請する多くの会議のひとつと捉えられていたのではないだろうか。一番の違和感は、NPO（法人の有無に限らず）と、協働することという点にあったのか、NPOへの理解や、どう繋がっていくのかが、イメージできなかつたと思われる。

一方、自治会連合会におけるブロック会議の開催が、すべての地域で行われているわけではないので、今回ブロック別に開催された地域ひろばで、ブロック内の自治会同士が顔を合わせ、情報交換できたことは、有益であったという意見は複数見られた。

地域ひろばで意見交換する共通のテーマが、「災害時要援護者支援」という、どの自治会も抱えている課題だったので、具体的に当事者としての意識が、共有できたことには、ほとんどの自治会が良かったと評価していた。行政の動きのもどかしさを述べる意見もあったが、やはり自分たちで解決すべき課題ということ、認識できたことも、書かれていた。

分野別で活動しているNPOにとっては、地域団体との協働にかなり期待をしている。各団体の専門性を地域課題の解決に還元していくためには、地域ひろばのような顔を合わせて協議する場が必要だと考えている。

(2) 今後の地域ひろばの在り方について

自治会におけるブロック別での意見交換で、課題の共有ができたことの意義を認識し、まずはブロック会議の定例開催を、重ねていくことが、地域ひろばを実現していくために、取り組みやすい道筋ではないかと思われる。そこで掘り起こされた課題によって、NPOの分野を選択し、協働を希望することになれば、この時点で、地域ひろばが開催されることになる。

あくまでも課題解決の仕組みづくりであるので、まずは課題を課題として見出す感性と、それを導き出す人材（地域コーディネーターなど）の養成も必要である。また今は課題がないとしても、5年先、10年先の地域を見越し、次代へ継続するための取り組みも、地域ひろばで協議するテーマとなると思われる。

(3) 市民ひろばへの展開

社会課題が複雑化、深刻化していく流れの中で、その解決は、単体の自治会だけでは困難になってくるとと思われる。まずは地域ひろばで、自治会とNPOが

協働し、検討する。その結果、課題解決には、より多分野の組織・団体および、行政の協力が必要となった時に、市民ひろばの開催へと展開していく方法がある。また、市民ひろばでは、行政と協働することにより、協議の上、出された課題解決の方法は、一般化され、同じ課題を抱えた、他地域へ発信できるものになる可能性も見込まれる。広い視野で、多様な視点での地域課題の解決を図る場となることも、期待している。

1 5 市民ひろば

(1) 開催

日 時：平成26年8月29日（金）13時30分～15時30分

会 場：あしや市民活動センター 会議室C・D

参加者：議事趣旨名簿の通り

主 催：芦屋市（企画部市民参画課） 進 行：（特活）あしやNPOセンター

(2) プログラム

開会（資料説明等）

開会挨拶（芦屋市企画部部長 米原 登己子）

趣旨等説明（市民参画課課長 福島 貴美）

意見交換会

・まちづくり懇談会へ提出する課題について・今後の地域ひろばの開催について
閉会

(3) 資料

- ・市民ひろば趣旨等説明パワーポイント資料
- ・平成25年度地域課題解決の仕組みづくり報告書
- ・平成26年度地域課題解決の仕組みづくり報告書 速報
- ・各市の災害時要援護者名簿取り組みに関する新聞記事コピー
- ・兵庫県作成「災害時要援護者支援ガイドブック」
- ・チラシ・地域のボランティアコーディネーター養成講座

(4) 議事要旨（第1回）

日 時	平成26年8月29日（金）
場 所	あしや市民活動センター 会議室C・D
出席者	合計：75人 西山町自治会（1人）、三条町自治会（1人）、月若町内会（1人）、西芦屋町町内会（1人）、芦屋ハイランド自治会（1人）、東山町自治会（1人）、大原町自治会（1人）、六麓荘町町内会（1人）、朝日ヶ丘町自治会（1人）、公社朝日ヶ丘住宅自治会（1人）、朝日ヶ丘市営住宅自治会（1人）、岩園町自治会（1人）、翠ヶ丘町自治会（1人）、親王塚町会（1人）、楠町自治会（1人）、春日町自治会（1人）、打出小槌町自治会

	(2人)、若宮町自治会(1人)、打出町自治会(1人)、業平町自治会(1人)、公光町自治会(1人)、茶屋之町自治会(1人)、宮塚町自治会(1人)、精道町自治会(1人)、宮川町自治会(1人)、清水町自治会(1人)、前田町自治会(1人)、津知町自治会(1人)、川西町自治会(1人)、平田北町自治会(1人)、平田町自治会(1人)、浜芦屋町自治会(1人)、伊勢町自治会(1人)、松浜町自治会(1人)、竹園町自治会(1人)、呉川町町内会(1人)、西蔵町自治会(1人)、南宮町自治会(1人)、浜町自治会(1人)、浜風(3)住宅団地管理組合(1人)、浜風四住宅管理組合(1人)、浜風第五住宅管理組合(1人)、アステム芦屋C棟管理組合(1人)、アステム芦屋D棟自治会(1人)、高浜公社住民自治会(1人)、芦屋浜第一住宅自治会(1人)、若葉町公社住宅自治会(1人)、若葉町七番自治会(1人)、緑(4)住宅管理組合(1人)、緑町西地区自治会(1人)、海洋町1街区自治会(1人)、南浜町1街区自治会(1人)、芦屋海岸通自治会(1人)、マリナーズジュ芦屋管理組合(1人)、芦屋市自治会連合会(5人)、芦屋市社会福祉協議会(1人)、アクティブライフ山芦屋(1人)、朝日ヶ丘コミュニティスクール(1人)、芦屋いきいき塾(1人)、芦屋まち活倶楽部(1人)、精中応援隊(1人)、NPO法人兵庫県暮らしにやさしい防災・減災(1人)、一般社団法人コミュニティ援助室(1人)、(特活)あしやNPOセンター(4人)、芦屋市(8人) *芦屋市自治会連合会の三役5名が、各自治会の会長としても参加		
主 催	芦屋市企画部市民参画課	業務委託	(特活)あしやNPOセンター

1 会議次第

(1) 説明

- ア 趣旨等説明(市民参画課) イ 地域ひろば事例発表(若葉町七番自治会)

(2) 意見交換会

- ア まちづくり懇談会へ提出する課題について
イ 今後の地域ひろばの開催について

2 会議資料

- ・プログラム
- ・参加者名簿
- ・「第1回 市民ひろば」パワーポイント資料
- ・平成25年度地域課題解決の仕組みづくり報告書
- ・平成26年度地域課題解決の仕組みづくり報告書 速報
- ・あしやNPOセンター提供 参考資料
- ・兵庫県作成「災害時要援護者支援ガイドブック」

3 意見交換会経緯

(1) 市からの説明についての質問

- ア 市民ひろばについて
・地域ひろばと市民ひろばの違いがわからない。

→地域ひろばではブロックごとに地域課題を話し合うのに対し、市民ひろばでは全13ブロックの自治会・NPOの代表者が、地域ひろばで解決できなかった地域課題を話し合う点が違う。(市民参画課)

イ 地域ひろばから出た課題からまちづくり懇談会へ提出する課題提出について
(市民参画課から説明)

・自治会連合会のブロック会議でも地域課題を扱うが、まちづくり懇談会に提出する議題とはどう調整するのか。

→市民ひろばから提出する議題については、まちづくり懇談会では別に一般の市民枠を設ける予定である。(市民参画課)

(2) まちづくり懇談会へ提出する課題について

ア 自治会、NPOからの意見

Aグループ

- ・要援護者支援台帳(以下「名簿」)は、避難所への避難後など状況が落ち着いてから初めて利用できるものではないか。災害発生時直ちに求められるのは名簿ではなく、まずは自助である。次いで隣近所や町内会による共助である。
- ・市から、実用的な名簿の活用方法などが提示されれば、自治会は参考にできると思う。
- ・防災意識の高い組織になれば、たとえば「日頃Aさんは、〇〇、Bさんは△△だから、いざというときはさっと動けるようにしておこう」と周知徹底ができるのだろう。しかし、現時点では(そのレベルを求めるのは)厳しい。
- ・名簿をもらって、(自治会は)責任がもてるのか。
- ・各地域のつながりで対応するしかないが、地域によって対応に違いが出るのではないか。(一戸建てと)マンションでも違うはずである。

Bグループ

- ・しんどいことだが、若葉町のように支援してほしい人から名簿を提出してもらうのが一番の方法である。
- ・市民が各自治会や防災会に(任意で)提供した個人情報フリーであり、そうした(名簿整備の)方向性もあるのではないか。
- ・市の条例で名簿を自治会や防災会に提供する。
- ・広報を見ても理解できない、あるいは見ない人をどうするかが問題である。民生委員、福祉推進委員、自治会から、説明する人が必要である。
- ・江東区のように、災害時に自力で避難することが困難な住民を掲載した避難行動要援護者名簿を作成して、町会長や自治会に提供する。
- ・若葉町のように、チラシを作って自主的に提出する人を募る。認知症の高齢者などチラシを読むことが出来ない、または提出できない人をどうするかが問題である。
- ・条例が作られたとしてもそれぞれ地域差があるため、宝の持ち腐れになり、(個人情報の管理や救助責任などが)自治会にとり重責になるのではないか。

Cグループ

- ・日頃の見守りにより、要援護者の情報開示は不要である。
- ・要援護者の個人情報を受け取ることによる責任負担が重い。
- ・最近起こった広島での災害でもみられたように、助ける人はわかっているにもかかわらず助けにいけないケースもある。
- ・一次的な避難活動は、自助と共助に頼る以外にない。
- ・自治会や防災活動をしている者にとっては、「いざというときは助け合いましょうね」と声をかけるくらいしかできない。それを徹底することだろう。

Dグループ

- ・生きた名簿を作るのならば、芦屋市も神戸市の災害時要援護者に関する条例と同等の条例を制定すべきである。
→現時点で、芦屋市は神戸市と同様の条例を制定する予定はない。(企画部)
- ・防災安全課と地域福祉課と市民参画課、各課で情報開示のハードルについて見解が違う。まずは、見解を統一すべきである。

Eグループ

各町の要援護者の情報把握に関する取組みは、下記のとおりである。市が持っている情報を開示してほしいというのが、このグループでの結論である。

なお、災害時以外にも名簿が活用できればよいのではないか。

- ・10名から20名の「おひとりさま老人」の情報が上がってこない。また、名簿をもらっても困るというのが現在の心境である。(浜町自治会)
- ・480世帯分の共同募金のリストから7名把握している。(浜芦屋町自治会)
- ・内緒で知っている。(南宮町自治会)
- ・300弱の世帯があるが、まだ手付かず状態である。とりあえず電話番号の提出をお願いしているところである。(竹園町自治会)
- ・何もしていない。(呉川町自治会)
- ・何もしていない。情報は、民生委員止まりである。(西蔵町自治会)
- ・調査したところ、70歳以上の住民は98名だった。隠れている(把握できていない)人をどうするかが問題である。(芦屋浜第一住宅自治会)
- ・情報把握予定はあるが、情報を提出しない人があり問題である。自治会長や防災責任者などに限定して開示する体制づくりが必要である。(伊勢町自治会)

Fグループ

下記のような意見が出たが、神戸市と同じような条例が必要であるというのが結論である。

- 現時点で、芦屋市は神戸市と同様の条例を制定する予定はない。(企画部)
- ・名簿づくりは、どこを主体として何を盛り込むべきか。
- ・救助の優先順位は、まず自助、次に共助、最後に公助のはずであるが、各ブロックで温度差がある。
- ・役員が毎年交代する自治会もあり、公の指導が必要なのではないか。

- ・自助、共助、公助に対する考え方は、自治会によって温度差がある。
- ・非常時の救援活動は臨機応変に対応し、各々の自治会で判断するしかない。

Gグループ

- ・全市を公的負担でL S A化（生活援助員の設置）する。
- ・平常時に若葉町七番自治会にて実践されているような見守り体制を確立できないか。

イ その他の意見

- ・市民に今回の地域課題の意図が伝わっていなかった。
- ・市が名簿の作り方とその弊害（自治会への責任追及のリスク、悪徳商法への悪用など）、実用的な活用方法について十分に検討し、それを市民に提示することから始めるべきである。条例制定が先にありきではない。
- ・阪神大震災時にみられた、名簿の情報に該当しないことを理由に必要な救援物資が渡らないなど、悪しき運用がなされないようにする。
- ・条例化することによる自治会の責任の所在を確認する必要がある。
→自治会に名簿情報を受渡して、責任を押し付けることはない。（企画部）
- ・要援護者支援のあり方については、市民に議論を投げかける前に、まずは市が今年度中に何らかのアクションをする。
- ・要援護者支援の取組みについては地域差もあり、情報を出すか出さないかは個人の自由である。
- ・誰が要援護者なのかは、日々動く情報である。その情報更新のあり方も課題の一つである。
- ・行政の役割は、住民自治の（先導役ではなく）サポート役である。
- ・平時と緊急時の名簿を区別する必要がある。

ウ まとめ

- ・名簿の作り方、運用方法、弊害、人命救助のための実用的な使い方など、市が具体的なプランを示してから条例のことは考える。

(3) 今後の地域ひろばの開催について

ア 自治会、NPOからの意見（全体での自由討論）

- ・地域課題解決の場がたくさんありすぎる。
- ・まちづくり懇談会と地域ひろばとの違いが不明確である。
→まちづくり懇談会、自治連主催の自治会のみ（市全体の加入率70%）の会議であるのに対して、地域ひろばは残り30%を含んだ会議である。（市民参画課）
⇒残り30%の「私は放っておいてくれ」という態度の住民を無理やり巻き込む必要はない。
⇒残り30%の住民を巻き込む負担を自治会が負うのは納得できない。
- ・縦割り行政の弊害により、自治会は様々な同様の会合に引っ張り出され繁忙

- である。会議の場を設けるのであれば、その意義を明確に打ち出してほしい。
- ・今後も地域ひろばは必要なのか、必要ならばどのように続けていくのか。不要ならば、どういった形で地域課題解決をしていくのかを考える。
 - ・NPOが入ったことで普段のブロック会議とは違い、話題ががらっと変わったことはあったと思う。
 - ・2回目の地域ひろばがあるかどうかはわからないが、次回開催するときは、地域ひろばの意義を十分周知させてからにしてほしい。
 - ・同じような内容の会議について各担当部署から参加依頼がくるが、受けるのは自治会長一人である。何とか、一つにまとまらないか。
 - ・今回の地域ひろばと市民ひろばは、市民側の参加者にとっては押し付け気味の感があった。今後の地域ひろばは、子どもなどの「テーマ（課題）別地域ひろば」を展開するのも一案ではないか。それを担当する一部の人たちだけでの会合でも意味があると思う。

イ まとめ

今回の市民ひろばは、75人が参加し、市民参画課から趣旨等の説明、若葉町七番自治会から地域ひろば事例発表があり、その後7班に分けて熱心に議論しワークショップを行い、7つの班から発表があった。

第1回目ということもあり、毎回協議内容が変わることへの理解や趣旨の受け取り方の違い、自治会等の組織・構成の違いによるブロック毎の地域連携の状況が違った。第1回の市からの議題である平時の見守りを含む災害時要援護者台帳については、意見はまとまらなかった。



市民ひろばについての説明（市民参画課）



要援護者支援の取組みについての事例発表（若葉町七番自治会）



意見交換会

1.6 市民ひろば終了後に届いた参加者の感想

- ・これまでのブロックごとの「地域ひろば」（13回開催）と市内全域で取り組む「市民ひろば」において、災害時要援護者支援について熱心な話し合いがされたことは素晴らしいことだと思う。
- ・防災意識と備えなどに関しては個人とともに自治会・町内会などでも個人差・地域差等が大きいため、できるところから要援護者名簿の照合や開示をして、いつ来るかわからない災害に急いで対応してほしい。
- ・自治会役員の方たちも高齢化しており、いつ要援護者になるかわからない。

災害時に被害を受けていれば支援できないことを要援護者と支援者の両方に周知する必要がある。

- ・行政の職員が出席しているのに、指名される以外に発言しないのはいかがか。
- ・「いつまでに、このようなことを決めたい」という設計図や提案、構想を、行政がはっきり示した方がよい。
- ・まず、芦屋市自治会連合会の全ブロックにおいて「地域ひろば」というスタイルで、地域の課題解決の仕組みづくりの最初の一步を踏み出せたことは評価したい。地域ひろばの開催に至る経緯も、各ブロック対象に事前説明会で、コアメンバーには理解を得ての実践となった。本来、地域の課題はそこに生活する市民が気づき、まずは自分で解決可能なこと＝自助、地域で解決可能なこと（共助）と、各地域で検討していくべきものである。それで難しければ、行政と協働していく＝公助ことになる。それは、住民自らが力（地域力）をつけ、段階的にボトムアップしていくものだと考える。今回は、その段階が見えない…というか、自治会自体その必要性（あるいは課題）を感じなかったのかと思われる。課題解決を担っている自治会のこれからは、決して安定している組織とは言えない。運営自体、課題は山積している。自治会の存続も危うくなってくることは、予想される。今、新たな地域の課題解決の仕組みづくりに、とりかからなければ、コミュニティの消滅やそれによる行政の負担（公助）も大きくなっていく。そうなると、もともとの主旨と真逆になっていく。地域ひろばから市民ひろばまでの1サイクルの結果を踏まえて、どの段階で何をすべきなのか、緩急も考慮しながらの地域ひろばの運営スタイルの再考が必要だろう。

1 7 市民ひろばの総括

地域の課題解決のためには、まず各自治会内で課題の抽出を行い、その解決のために協議する、いわば「自助」努力が必要となる。ここで、解決を見ない課題は、「地域ひろば」へと移行する。この構成メンバーは、自治会連合会の各ブロックとNPOで、課題解決のため、自治会の地域性とNPOの専門性を以て、協働する場であり「共助」と言える。さらに、地域ひろばで解決を見ない課題については、「市民ひろば」での協議へと進展していく。

市民ひろばは、自治会を代表する自治会連合会の役員と、より高い専門性を持つメンバー、例えば研究者や学識経験者などに福祉法人や行政が加わり、協議を深めていく「公助」の場となるであろう。市民ひろばにおいて、出された結論や提言は、行政施策の方向性や、条例の制定などに結びつく可能性も出てくるのではないと思われる。ただし、それを導き出すファシリテーター或いはコーディネーターの存在は必須と考えられる。

現段階での「地域の課題解決の仕組みづくり」は、各ブロックでの地域ひろばの開催と、今回はそのまとめという意味での市民ひろばの開催で、ようやく第一歩を踏み出したところである。

当初意図した、市民ひろばの開催までにはまだしばらく時間がかかると思われるが、一歩ずつでも前にあゆみを継続されたい。

1 8 地域課題解決の仕組みづくり説明資料

市民参画課から事業説明を行った。



目 的

市民主体による地域課題解決の仕組みを作る。

国の方針 (H22年6月18日閣議決定 内閣府 抜粋)

「新成長戦略」

行政が独占してきた「公」を企業、NPO等を開き、国民が積極的に公に参画することを重視する。

「新しい公共」

地域の住民が、教育や子育て、まちづくり、防犯・防災、医療・福祉、消費者保護などに共助の精神で参加する公共的な活動を、応援する。

市の方針

「芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例」(H19年4月1日施行 抜粋)

- ・本市の市政に対する市民の参画を推進するための基本的な事項を定めることにより、市民及び市が住み良いまちをつくることを目的とする。

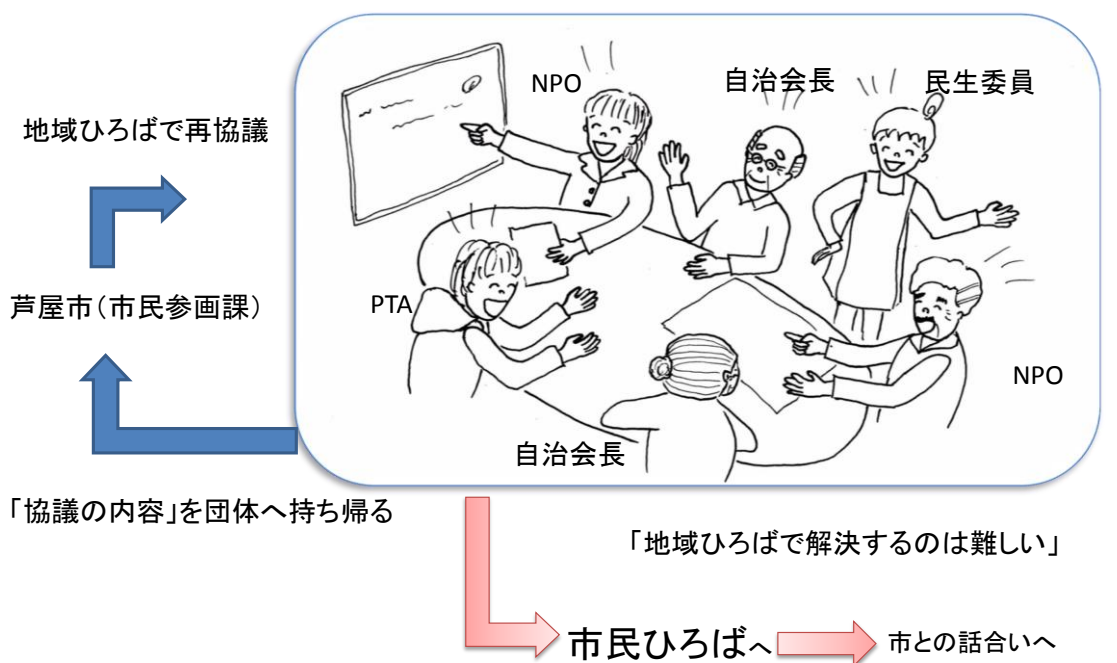
「第4次芦屋市総合計画」(H23~H32)

- ・地域主体のまちづくりの仕組みが根付き、地域の力が高まっている姿を目標に地域の課題を市民が主体となって解決するように、取り組む

「新行革改革実施計画」(H24~H28) 地域課題解決の仕組みづくりを検討

- ・地域の課題の把握や解決を図るため、自治会、NPOをはじめ各種団体と連携を図り、活力ある地域づくりに取り組む

地域ひろば

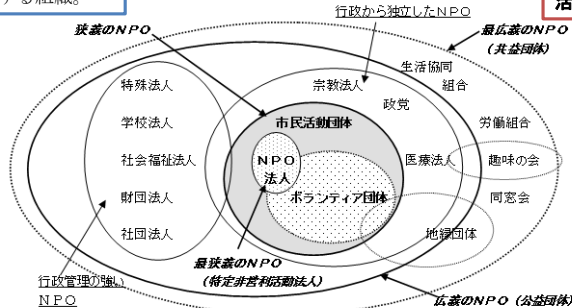


NPOってなに？

法人格の有無、種類を問わず、民間の立場で、**社会的な課題を解決するために活動する組織。**

NPOとは「営利を目的としない民間団体」のこと。

「有償の事業活動」や「利益を生む活動」をしていても、**収入・利益を構成員等に配分せず、すべて団体の活動に再投資する**



※大阪ボランティア協会NPO推進センター資料より引用

多様な「NPO」と、定義上の関係

・社団法人、財団法人、社会福祉法人、学校法人、宗教法人、生協、農協、労働組合など多数、そして特定非営利活動法人（一般的に「NPO法人」とされる）、市民活動団体・ボランティア団体（任意団体）……すべて「NPO」といえる。

豆知識!!

- ・NPOは、英語の「Non Profit Organizations」の頭文字N・P・Oをとった略語。「Not for Profit Organizations」という場合も。
- ・Nonは否定の接頭語で「～に非ず」「非」。Profitは「利益」「利益を目的とする」「営利」。Organizationsは、「団体」「組織」。
- ・日本語に訳すと「非営利組織」「非営利団体」。政府や自治体と隔して「民間非営利団体」とも。
- ・注意！ NPO=NPO法人(特定非営利活動法人)ではありません。

地域課題解決の仕組みづくり



芦屋市企画部市民参画課

1 9 災害時要援護者支援説明資料

地域福祉課と防災安全課により「災害時要援護者支援」の説明を行った。

災害時要援護者支援 ～日頃の見守りがつくる災害に強い芦屋～

芦屋市福祉部地域福祉課
障害福祉課
高齢福祉課
芦屋市都市建設部
防災安全課



目 的

「みんなで逃げる」

「みんなで地域の安全を確保する」



「災害時要援護者」とは

→ 防災上何らかの配慮を要する者

高齢者や障がいのある人、妊産婦、乳幼児、
外国人等特別な配慮が必要な方

高齢者



妊産婦



外国人



障がいのある人



乳幼児



難病患者



「避難行動要支援者」とは

→ 災害時要援護者のなかでも、自力避難が
困難で、避難にあたって特に支援を要する者

家族等の避難支援が得られない人たち
家族だけでは避難が困難な人たち



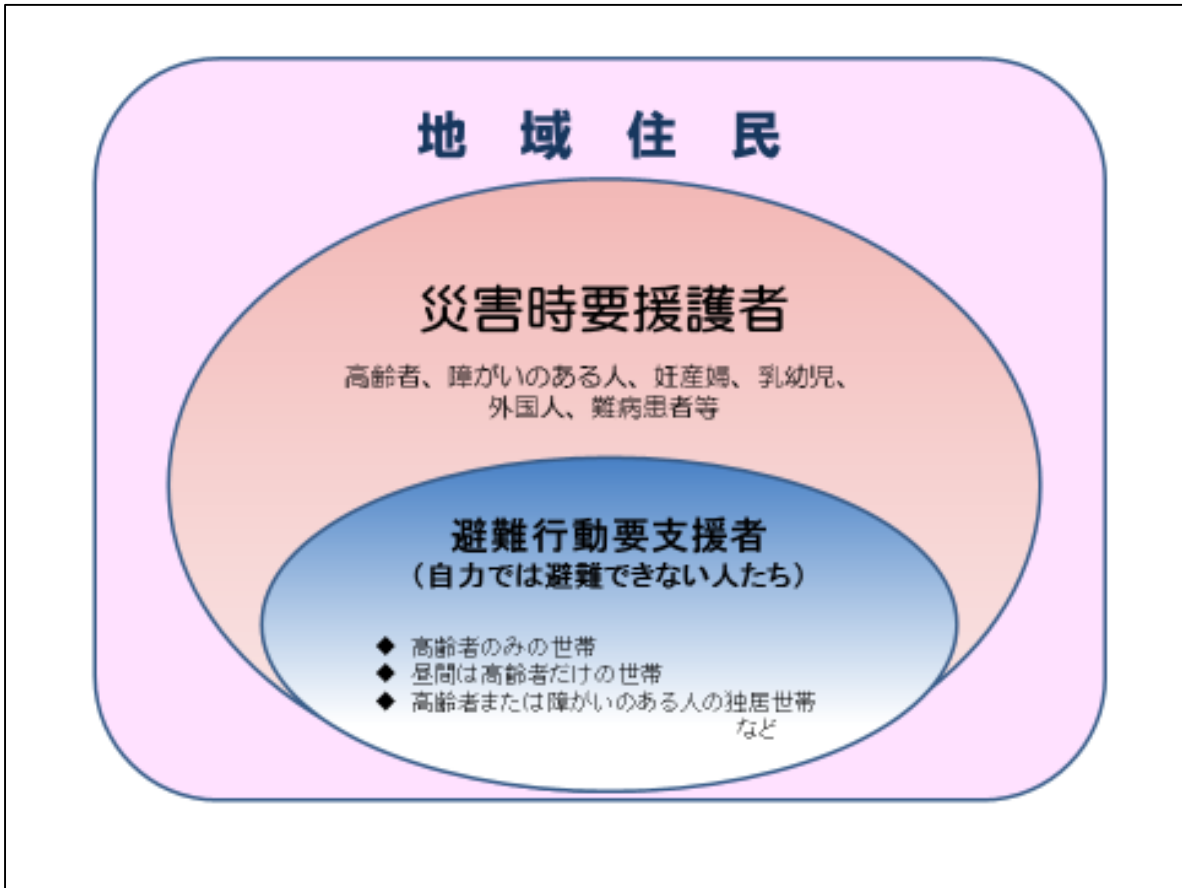
一人暮らしの高齢者



障がいのある人



乳幼児、妊産婦等





「災害時要援護者台帳」



障がいのある人の
登録604人

情報共有

芦屋市

社会福祉協議会

平成23年3月11日

東日本大震災

死者
18,703人



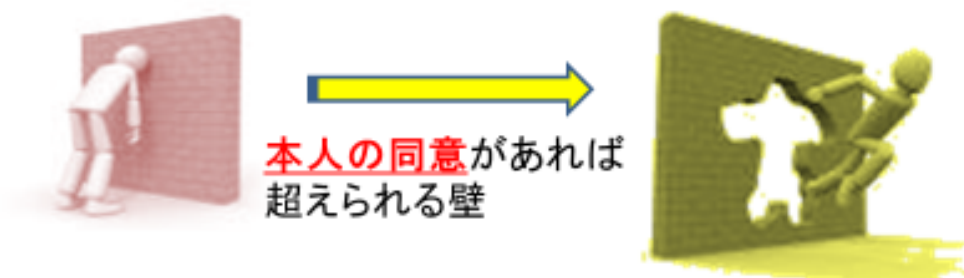
行方不明者
2,674人

近隣住民が相互に協力し合う体制の構築が不可欠

大きな意識の変化

- ・平常時から災害に備える意識と適切に支援する準備
- ・限られた時間の中で行政・関係機関・民生委員のみの避難行動には限界

住民が相互に協力する体制の構築

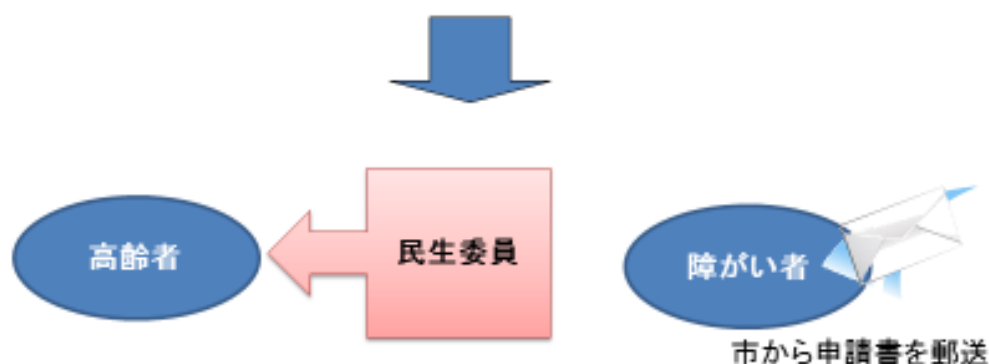


- ・個人情報保護の大きな壁
- ・地域への情報提供には、本人の同意が必要

今年度の取り組みと情報収集の具体的な活動

再度の登録申請を検討し、改善

- 高齢者・障がいのある人ともに同一様式
- 本人の明確な意思表示
- 個別支援計画の記載による地域支援者の存在の明確化



現在の集計状況



避難支援状況の区分

区分	避難状況
A	誰かの援助がないと避難できない
B	誰かの誘導があれば一緒に避難できる
C	自分で避難できる (後で、避難確認が必要)
D	支援を必要としない

高齢者(全市:2,350人)

	要援護者数 (A~D)	支援状況A	支援状況B	支援状況A、B の方で地域支援者有り
西蔵町	62	14	25	26
浜町	31	8	14	11
南宮町	87	10	22	19
大東町	113	25	45	32

障がいのある人(全市:827人)

	要援護者数 (A~D)	支援状況A	支援状況B	支援状況A、B の方で地域支援者有り
西蔵町	18	8	4	7
浜町	27	10	10	14
南宮町	27	11	9	14
大東町	51	17	14	18

高齢者(全市:2,367人)

	要援護者数 (A~D)	支援状況 A	支援状況B	支援状況A、Bの方 で地域支援者有り
平田町	34	8	12	8
浜芦屋町	18	3	11	7
松浜町	147	31	48	55
竹園町	27	11	10	11
呉川町	81	17	35	29
伊勢町	54	10	28	22

障がいのある人(全市:827人)

	要援護者数 (A~D)	支援状況 A	支援状況B	支援状況A、Bの方 で地域支援者有り
平田町	13	4	6	8
浜芦屋町	6	3	3	5
松浜町	14	4	5	7
竹園町	10	2	4	5
呉川町	20	5	8	8
伊勢町	10	1	6	4

高齢者(全市:2,367人)

	要援護者数 (A~D)	支援状況A	支援状況B	支援状況A、B の方で地域支 援者有り
浜風町	20	5	9	6
若葉町	27	9	13	13
高浜町	41	5	17	12
新浜町	9	2	5	7

障がいのある人(全市:827人)

	要援護者数 (A~D)	支援状況A	支援状況B	支援状況A、B の方で地域支 援者有り
浜風町	12	5	5	5
若葉町	23	4	12	6
高浜町	51	18	19	24
新浜町	5	1	2	2

高齢者(全市:2,396人)

	要援護者数 (A~D)	支援状況A	支援状況B	支援状況A、B の方で地域支 援者有り
若葉町	28	9	13	13
緑町	7	1	3	1
潮見町	7	1	1	1

障がいのある人(全市:827人)

	要援護者数 (A~D)	支援状況A	支援状況B	支援状況A、B の方で地域支 援者有り
若葉町	23	4	12	6
緑町	19	7	6	8
潮見町	15	6	6	7

高齢者(全市:2,396人)

	要援護者数 (A~D)	支援状況A	支援状況B	支援状況A、B の方で地域支 援者有り
陽光町	143	21	55	18
海洋町	3	0	0	0
南浜町	1	0	1	1
涼風町	0	0	0	0

障がいのある人(全市:827人)

	要援護者数 (A~D)	支援状況A	支援状況B	支援状況A、B の方で地域支 援者有り
陽光町	49	22	14	18
海洋町	10	3	4	4
南浜町	4	2	0	1
涼風町	1	0	0	0

高齢者(全市:2,396人)

	要援護者数 (A~D)	支援状況 A	支援状況 B	支援状況A、Bの方で 地域支援者有り
奥池町	0	0	0	0
奥池南町	13	0	4	1
松ノ内町	35	6	22	18
船戸町	46	7	25	19
大原町	55	6	23	14

障がいのある人(全市:827人)

	要援護者数 (A~D)	支援状況 A	支援状況 B	支援状況A、Bの方で 地域支援者有り
奥池町	6	4	0	1
奥池南町	7	4	2	2
松ノ内町	9	0	5	3
船戸町	10	3	4	5
大原町	26	6	9	14

高齢者(全市:2,396人)

	要援護者数 (A~D)	支援状況 A	支援状況 B	支援状況A、Bの方で 地域支援者有り
清水町	13	5	4	2
前田町	14	7	1	3
津知町	29	2	8	9
川西町	49	7	19	16
平田北町	3	0	1	0

障がいのある人(全市:827人)

	要援護者数 (A~D)	支援状 況A	支援状況 B	支援状況A、Bの方で 地域支援者有り
清水町	8	1	4	2
前田町	3	1	1	1
津知町	4	4	0	3
川西町	14	4	4	6
平田北町	4	1	0	1

高齢者(全市:2,431人)

	要援護者数 (A~D)	支援状況 A	支援状況 B	支援状況A、Bの方で 地域支援者有り
業平町	14	7	5	6
公光町	18	6	6	7
茶屋之町	11	2	3	2
大樹町	15	4	6	2
宮塚町	50	12	16	13
精道町	20	3	8	4
宮川町	14	3	6	8

障がいのある人(全市:827人)

	要援護者数 (A~D)	支援状況 A	支援状況 B	支援状況A、Bの方で 地域支援者有り
業平町	8	3	3	4
公光町	2	1	0	1
茶屋之町	10	0	6	2
大樹町	4	1	1	2
宮塚町	13	1	6	4
精道町	10	2	2	3
宮川町	6	3	0	2

高齢者(全市:2,431人)

	要援護者数 (A~D)	支援状況 A	支援状況 B	支援状況A、Bの方で 地域支援者有り
西山町	12	2	7	4
山芦屋町	20	1	7	6
三条町	38	8	19	9
月若町	16	3	7	1
西芦屋町	19	3	8	3
三条南町	19	4	10	8

障がいのある人(全市:827人)

	要援護者数 (A~D)	支援状況 A	支援状況 B	支援状況A、Bの方で 地域支援者有り
西山町	11	1	7	3
山芦屋町	11	1	3	3
三条町	5	2	1	3
月若町	1	0	1	1
西芦屋町	4	2	0	1
三条南町	4	0	3	1

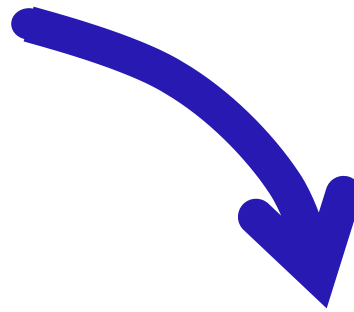
まちづくりに、 みんなで取り組む。

芦屋市ではこれまで、市民が主体となって、また市民と行政が互いに協働してまちづくりに取り組むことに力を入れてきました。

平成 18 年(2006 年)には、そのための道しるべとして、広く市民参画のもとに「芦屋市市民参画・協働推進の指針」を作成しました。

翌平成 19 年(2007 年)には、これを行政施策のなかにしっかりと位置づける「芦屋市市民参画・協働の推進に関する条例」を制定しました。

この条例には、市民及び市が協働による住みよいまちをつくることを目的として、市民は自立のもとに市民活動を行い、行政と対等な関係で、相互に



もう、いろいろな取組みが。について

市民が自発的に、まちに関わるさまざまな課題に取り組むことは、すでに各方面でなされています。

市内には 80 以上もの自治会・管理組合などが組織され、まちの美化、交流イベントの開催、子ども会・老人会の活動支援など多方面で活動しています。またこれらの自治会などで結成される連合自治会では、まちづくり懇談会などを通じて、地域の課題を話し合ったり、その解決のために行政と協議したりするなどの活動をしています。

このほか、福祉・健康・環境などの分野で活動する市民活動団体・サークルも多く、協働の拠点であるあしや市民活動センター(リードあしや)に登録している団体は 337(平成 25 年6月 14 日現在)、市内の

地域課題解決の仕組みづくり



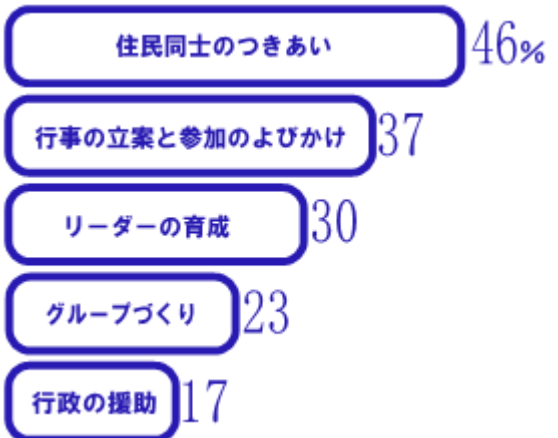
いま、地域が求めているものは？

自治会や市民が、地域について感じていること、考えていることをアンケートなどを通じてみると、くらしの安全感・安心感を高めていくことが求められています。



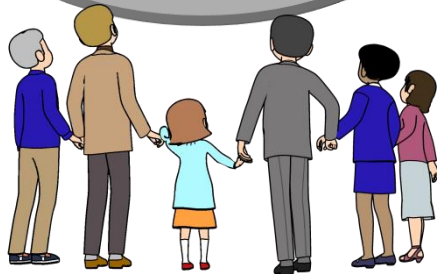
そしてこれらを支えるための人びとのあいのつながりやコミュニティとしてのまとまりが必要であると考えていることがわかります。

●一番に解決すべき地域の課題

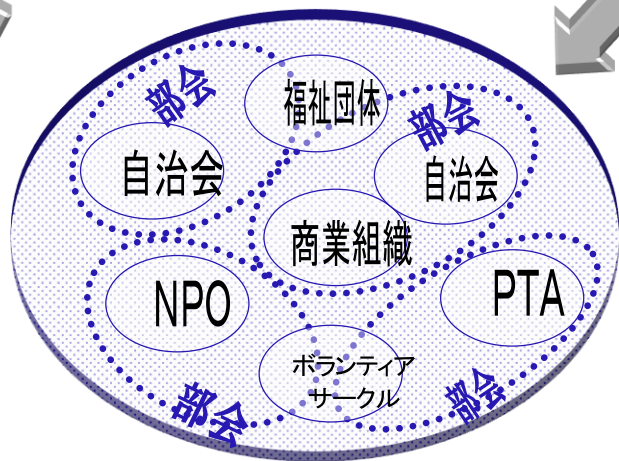


「平成24年芦屋市自治会等に関するアンケート調査結

- ・安心でおだやかに暮らせる地域
- ・人びとがつながりを感じる地域
- ・支えあいで生きがいのある地域
- ・すべての人が生き生きしている地域



各ブロックでの話し合いや活動が進展し、ブロック間に共通する課題やより広い範囲で解決すべきことなどが明らかになると、ブロック同士の連携や、ブロックが一堂に会して話し合う場(仮称:市民ひろば)を形成することも考えられます。



地域で共通の“場”をつくる。

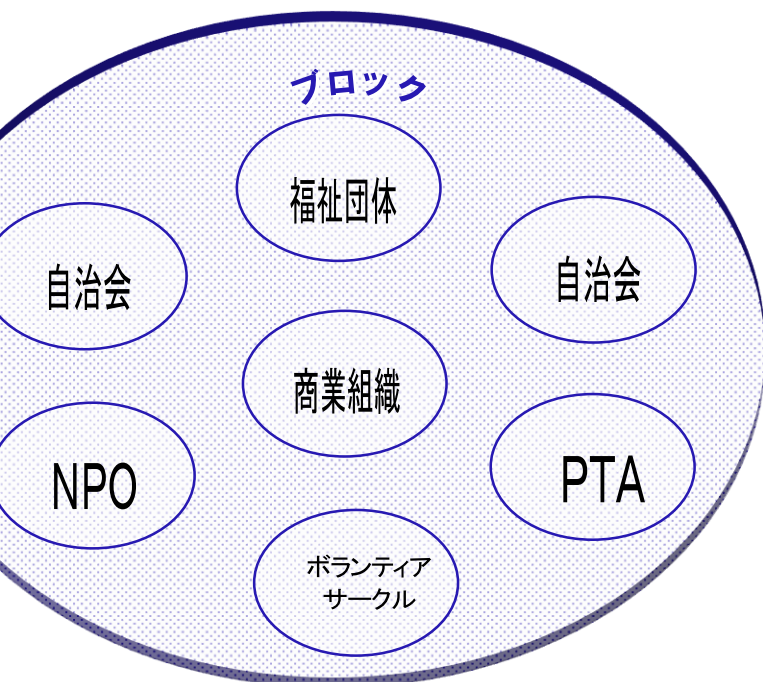


地域の課題を解決し、だれもが豊かに住み、学び、働くことができるようにするためには、その地域に関わる人たちにとって共通の“場”に集まるのが有効です。

この“場”において、地域の実情を知り、地域を良くするための手だてを考え、そのためにできることをみんなで考え、行動することが求められます。

このような“場”を「地域ひろば」と名づけ、そのあらましを紹介します。

「地域ひろば」のあらまし



地域ひろばでは、各ブロックで活動するさまざまな団体が、地域の実情について共通認識を形成します。

またこの上に立って、解決すべき課題やそのための方法などを話し合います。

課題の認識や解決の方向性について合意が形成されると、それぞれの課題に応じて、地域ひろばの中に部会をつくることも考えられます。

「地域ひろば」として集まる範囲は、地域としてのまとまりが広すぎず、また課題を解決する力が小さすぎないことが必要です。

このことから、一つの地域ひろばは、複数の自治会・町会などが集まる「ブロック」を単位とすることが考えられます。

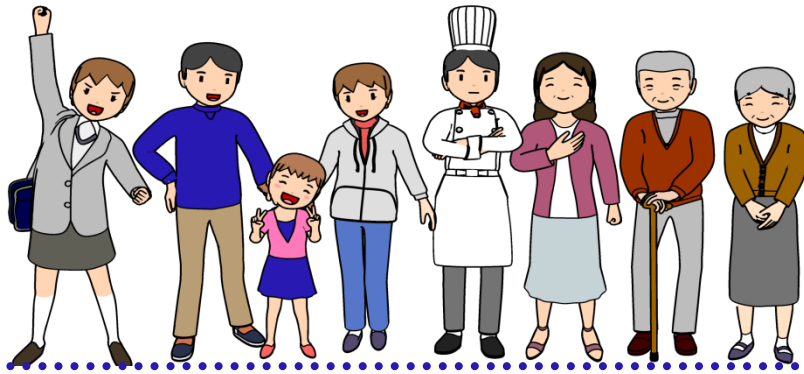
それぞれのブロックには、住民で組織される自治会・町会・管理組合のほか、教育に関わる PTA や社会・地域のために貢献活動に取り組む NPO、また産業に関わる団体などもあり、地域の実態に応じて、これらの組織・団体も地域ひろばのメンバーとしてとらえます。

地域ひろばは、参加するメンバーによる運営を原則としますが、初動期における支援および事務局機能はあしや市民活動センター(リードあしや)が支援します。

また、地域ひろばで話し合われ

た結果はあらためて自治会などの団体ごとでも話し合われ、それらの成果に応じて、芦屋市が必要な支援を検討します。





芦屋市市民参画・協働の推進に関する条例（抜粋）

（目 的）

第1条 この条例は、本市の市政に対する市民の参画を推進するための基本的な事項を定めることにより、市民及び市が協働による住みよいまちをつくることを目的とする。

（定 義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住、在勤及び在学する個人並びに市内で活動する法人その他の団体をいう。
- (2) 市民参画 市民が市政に参加する意思を反映させることを目的として市の施策の企画立案、実施及び評価の過程に参加することをいう。
- (3) 協働 市民及び市がまちづくりについて、それぞれの役割と責務を自覚し、互いに尊重し、補完し、協力することをいう。
- (4) 審議会等 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置する審議会等及び市の施策の企画立案、意見交換、提言等を行うため要綱等により設置する委員会等をいう。
- (5) 市民提案 市民が自ら施策を提案し、又は市の求めに応じて市民が提案することに対して、その提案の概要、提案に対する市の考え及び結果を公表する手続をいう。
- (6) ワークショップ 市の施策の策定に当たり、一定の案に集約するため、市民が参加し、各種共同作業等を行い、施策について議論する方法をいう。
- (7) パブリックコメント 市の施策の策定に当たり、その施策の趣旨、目的、内容等を公表し、広く市民の意見を提出する機会を設け、提出された意見に対する市の考え及び結果を公表する手続をいう。

（基本原則）

第3条 市民及び市は、次に掲げる原則を踏まえ、市民参画及び協働の推進を図るものとする。

- (1) 自立の原則 市民は、自らの意思により市民参画及び協働の推進を行い、市は、市民活動の自主性を尊重する。
- (2) 対等の原則 市民及び市は、対等の関係として市民参画及び協働の推進を行う。
- (3) 相互理解及び協力の原則 市民及び市は、市民参画及び協働の推進の目的を共有し、信頼関係の醸成と相互協力関係の形成に努める。

（市の責務）

第4条 市は、市民の市民参画及び協働への意識と意欲を高めるよう啓発を行う。

- 2 市は、市民が市政について必要とする情報を積極的に公開する。
- 3 市は、市民が容易に市政に参画し、協働を推進できるよう創意工夫を行う。

（市民の責務）

第5条 市民は、協働の精神の下で市民参画に取り組み、公共の利益を図ることを基本として、積極的な協働に努

発 行

芦屋市企画部市民参画課

21. 平成26年度芦屋市自治会連合会ブロック一覧表 (平成26年6月27日現在)

ブロック	町内自治組織
1	西山町自治会
	山芦屋町自治会
	三条町自治会
	三条町いぬい会
	月若町内会
	西芦屋町町内会
	三条南町自治会
2A	奥池町自治会
	芦屋ハイランド自治会
2B	朝日プラザ芦屋山手1番館自治会
	東山町自治会
	山手町町内会
2C	東芦屋町自治会
	松ノ内町会
	船戸町自治会
	大原町自治会
4	ラポルテ東館住宅自治会
	六麓荘町町内会
	朝日ヶ丘町自治会
	公社朝日ヶ丘住宅自治会
	朝日ヶ丘市営住宅自治会
	岩園町自治会
	翠ヶ丘町自治会
	親王塚町会
楠町自治会	
5	春日町自治会
	打出小槌町自治会
	若宮町自治会
	打出町自治会
6A	業平町自治会
	公光町自治会
	茶屋之町自治会
	大榭町自治会
	宮塚町自治会
	精道町自治会
	宮川町自治会
6B	清水町自治会
	前田町自治会
	津知町自治会
	川西町自治会
	平田北町自治会

ブロック	町内自治組織
7	平田町自治会
	浜芦屋町自治会
	松浜町自治会
	松浜ハイツ管理組合
	竹園町自治会
	呉川町町内会
	伊勢町自治会
8	西蔵町自治会
	浜町自治会
	南宮町自治会
9A	東南会
	浜風(3)住宅団地管理組合
	浜風四住宅管理組合
	浜風第五住宅管理組合
	浜風町1街区自治会
	浜風南自治会
	アステム芦屋C棟管理組合
	アステム芦屋D棟自治会
	高浜2番自治会
	芦屋高浜松韻の街自治会
	高浜公社住民自治会
高浜町八街区自治会	
芦屋浜第一住宅自治会	
新浜住宅管理組合	
9B	アステム芦屋A B棟管理組合
	若葉町公社住宅自治会
	芦屋浜第二住宅管理組合
	若葉町七番自治会
	緑(1)住宅管理組合
	芦屋緑(2)住宅管理組合
10	緑(4)住宅管理組合
	緑町西地区自治会
	潮見町南地区自治会
	市営南芦屋浜団地自治会
	エスリード芦屋陽光町管理組合
10	海洋町1街区自治会
	南浜町1街区自治会
	南浜町2街区自治会
	芦屋海岸通自治会
	マリナーズ芦屋管理組合
合計 81 団体	



平成26年度地域の課題解決の仕組みづくり報告書

編集・発行／芦屋市企画部市民参画課

〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号

電話：0797-38-2007 ファックス：0797-38-2004

発行日／平成26年（2014年）8月

業務受託／特定非営利活動法人 あしやNPOセンター

（芦屋市立 あしや市民活動センター リードあしや 指定管理者）